

平成 30 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 30 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 30 年 12 月 6 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田 伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(高月淳一郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	山下 勝之 君
会 計 課 長	森 隆志 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	一般質問	
日程第 2	議案第 68 号	東彼杵町手話言語条例の制定について
日程第 3	議案第 69 号	東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 70 号	特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 71 号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 72 号	東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 73 号	東彼杵町農村婦人の家設置及び使用条例を廃止する条例
日程第 8	議案第 74 号	佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
日程第 9	議案第 75 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について(一ツ石辺地)
日程第 10	議案第 76 号	平成 30 年度東彼杵町一般会計会計補正予算 (第 8 号)

- 日程第 11 議案第 77 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 12 議案第 78 号 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 13 議案第 79 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 14 議案第 80 号 平成 30 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 15 発議第 4 号 東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 16 発議第 5 号 東彼杵町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第 17 発議第 6 号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則 1 割負担の継
続を求める意見書

6 散 会

開 会（午前 9 時 28 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

これから、議事に入ります。その前に、昨日の岡田議員に対する質問の中で保留をしているということでございます。保留分について教育委員会より回答したいという旨の話がきておりますので許可をいたします。教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

昨日の岡田議員の質問の中で、町立学校それぞれの図書室の利用冊数等についてご質問をいただきまして、回答をいたしておりませんでしたので、改めて回答いたしたいと思います。

学校別に回答いたします。先ず千綿中学校ですけれども、1 日当たりの利用冊数が 1.5 冊。彼杵中学校が同じく 1.6 冊。千綿小学校が 1.9 冊。彼杵小学校が 4.1 冊となっております。ちなみに、各学校の児童生徒の年間の最大の利用冊数が、千綿中が 522 冊。これは 1 人で 522 冊利用しているということです。彼杵中は 125 冊。千綿小は 429 冊。彼杵小は 336 冊。平成 29 年度の実績でございます。以上です。

日程第 1 一般質問

○議長（後城一雄君）

それでは、日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

8 番議員、森敏則君の質問を許します。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

おはようございます。

それでは通告しておりました質問について行います。

まず 1 点目、新たな交通体系の整備への取り組みについてということで、町営バスは平成 16 年から運行され、新たなルートとして東部循環線が平成 21 年から運行されています。

今回、中山間地等（公共交通空白地）の住民を対象としたということなんですが、どうも違ったようで、千綿東部地区という感じで対象とした人達を、交通体制取り組みとして自治会長、あるいは役員さんに呼びかけて、地域住民が主体となって運行している島根県飯南町谷地区（自治会運営型の交通施策）へ、町職員も同行して視察調査研修をされたと聞いております。

そこで次の件について伺います。4 点ございます。

まず 1 点目は、視察の目的は、運行を前提に「新たな交通体制整備の取り組み」と思いますが、

確認いたします。

2 番目、研修後、同行された自治会区長さん、あるいは役員さんの意見集約がされていないと聞いておりますが、何故していないのか伺います。

3 番目、町長への報告は、「出張復命書」及び口頭での説明があったと思われませんが、実際に運行するに当たって、懸念される問題点として想定されるものはどんなものがあるのかを伺います。

4 番目、運行する前提での「仮設」「検証」の進捗状況を伺います。

その下に書いてある出張復命書は、手元には届いておりません。どういうわけかはわかりません。あとで聞きたいと思います。

なお、2 番目の委員会調査報告書に対する町長の施政については、昨日の前田議員の答弁の部分で確認をしたいことがあります。その確認をしてから質問に入りたいと思います。以上登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。それでは森議員の質問にお答えいたします。

新たな交通体系の整備への取り組みでございます。

視察の目的でございますが、人口減少が進む中、これからあるべき自治会バスを中心に、あるいは町バスを、あるいはタクシーとか公共交通を組み合わせた、そういう体系でどういうものが一番良いのかということで、先進地視察ということで行っております。

研修後の確認ですが、これは今、農繁期ということで、どうしてもできないということで報告書みたいなものを作ろうということで考えているそうですので、12 月以降にそれぞれ研究、検討で報告がされるものと思っております。

出張復命は当然あっております。懸念される問題点というのは、誰がするのかというのが一番問題でございます、自治会バスの運行のニーズ調査、運転者の確保、車などの確保です。

まず、誰がするかは、本当に町営ではまず無理かと思っておりますので、昨日も申しましたとおり、区長会で視察に行きました。私も同行しましたが、鹿児島県の日置市は 6 集落をひとつの NPO 法人として、そこでこういう運行をされております。老人の搬送とか旅行あたりも使っているそうです。例えば、野菜の集出荷なども 6 集落でしているということです。そういう組織形態でございます。

自治会バスの運行のニーズ調査は、さっき言いましたとおり、地区で話し合いをしてオンデマンドのようなものが一番良いかなと。定期便はあまり思わしくございませんので、オンデマンドで、予約制でした方が良いのかなと考えております。

運転手の確保は、おかげさまで今のところは町バスもなんとか確保されておりますが、全国的に非常に少なくなっております。ここが一番問題で、何処の市町村も運転手の確保に躍起になっております。ここも課題かなと思っております。

それから、車などの確保は、社会福祉協議会から寄附金などをもらって購入と考えています。また、辺地事業などを使ってもやっておりますので、財政的にはなんとかなっているかなと思っております。

来年からは、県が地域組織立ち上げ支援事業ということで、最高 300 万円の助成があるようですので、これを活用していければいちばん良いのかなと思っております。

運行する前提での仮設、検証は、仮設までまだいっていませんので、検証もまだできていません。整備の検証となれば、先ほど申しました報告もあっております。最終的な取りまとめは、まだできておりません。町内部でも検討しなければと思っております。例えば、地域交通研究会などを立ち上げながら、やはり複数の自治会で運営をしてもらうのが一番の理想かなと思いますので、試行的にやって検証とか、試行的というのは仮設ですから、試行的にやって、そして検証をするということで、これは昨日も申し上げましたとおり、町バスとスクールバスの組合せとか考えています。

2 番目の質問が見解を聞きたいということですが、委員会調査報告に対する町長の施政というのがピンとこないんですけども、施政ではなくて、これは、もちろん真摯に受け止めなければなりませんけども、それを即どうのこうのではありません。委員会調査報告に対する町長の施政ではなくて、議長に報告するわけですから、議会でそういうことをまとめて町長部局の方に、逆に実現を求めるとか、そういうことが一番良いのかなと思っております。町長の施政かなと思っていますが、この施政の使い方がちょっと直接フリーキックではないかなと思っております。

あとは議員から質問があった時点でお答えいたします。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

まず、一番目の新たな交通体系の整備への取り組みについてということですが、2014 年に発行された第 5 次東彼杵町総合計画の中の第 4 章、環境保全・環境整備の中のひとつで、交通計画で載っております。基本方針の政策 4 の 6、高齢者の増加に伴い、利便性がよく効率的な移動支援を検討し、実現を目指しますと書いてあります。実現を目指します、もう一回言います。

先ほど、視察の目的というのは、先進地視察ということでありました。先進地を視察、実際に見てこられたと思います。そうすると、これを計画されて 4 年経っているんですよ。やっと取り組んだのが今年の 7 月からなんです。実際に取り組まれたのが、私が 6 月に一般質問をしました。7 月からやっと手掛けられたんです。そして、今に至ったと私も把握しております。了解しております。

しかしながら、こういった 4 年前に作ったものを今頃やるのかという話です、まずは、こういう計画書を作ったのであれば、それぞれ期間の問題があると思いますが、やはりできるものからどんどんやっていかないと、後回し後回しにすると全てが前に進まない状況になっています。昨日の集落点検にしても、まだ取りまとめもしていない、集計もできていない。こういうものをいつまでだらだらとやるのか、いちばん私が町執行部に対して疑問を持っているところです。そういったところで、自分でこの計画書を立てたのであれば、先ずは実行に向けての取り組みは、タイミングが遅くありませんか、どうなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに、総合計画からいきますと、スケジュール的には遅れていると思います。それは認めます、

反省いたします。しかし、7月から掛かったと言われますが、その前から担当部局の方では、私も指示をしております、いろいろな調査はしています。視察なども何箇所か別の方でもしておりますし、やっておりますがなかなか良い案が出ないということで、どんどん遅れていっています。これは簡単に、住民の理解がいちばん必要ですので、区長会あたりでも話をしていますが、なかなかご理解いただけない。なぜ、私達がしなければいけないのかという言い方もされます。今からその辺は、私の方から丁寧に説明をしなければいけないと思っております。大変遅れていることは申し訳ないと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

ちょっと、①項には外れますが、新たなルートとして東部循環線が平成 21 年から運行されていますということを書いております。昨日、誰かの答弁の時に、町長はあまり誰も乗っていませんとか、ある職員は空気バスとか言う職員も実はいます。そういった状況が平成 21 年から続いているんですね。今 30 年です。約 9 年間こういった状態が続いています。民間だったら考えられません。こういった飽和状態、税金の垂れ流し、これはどうなんですか、見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

たぶん説明したと思いますが、1000 円の経費で 100 円も回収できないような厳しい状況です。だから、早急に見直したいのですが、今やっている部分は、なかなかその路線を、ルートをしているということは、地域にとってみれば大事な足なんですよ。だから、する時にはそういうことではなくて、違う方法を考えるべきではなかったかと思えます。例えば、公共交通の西肥バスの大村と川棚間とか、太ノ原から彼杵中学校までは、元々公共交通があったわけですから、この代替を確実にしなければいけないんです。なかなか止めることができないんです。一旦やっしまえば、この公共交通は非常に大変な問題になります。だから止めてもいいんですが、なかなか厳しいような意見も出ます、区長会などで。しかし、ルートを考えようということで、ルートも若干考えながら乗る方法とかもしなければいけない。する時に需要を全く、何処から乗るのかということで、正に今言っているのは中岳地区辺りは人がいない所を通っていくので、乗れるはずがないんです。もう少し慎重にしてもらいたかったなど、実際の考えです。確かに、すぐにでも止めたいような気持ちでございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

実際に運行されている東部循環線、これをさっき言いました試運転、テスト運転みたいにして、デマンドタクシーにはならないかもしれないけど、試行運転を兼ねながら、今の東部循環線はテスト運行ができると思いますよ。これを急に止めるというのではなくて、空いている車ですから、どんどん廻して、これを廻したらどうなるのかなという積極性といいますか、決まりどおりに動かして決まりどおりに人が乗らない。これの繰り返しでは、せっかく運行している車が、先ほど言いま

すように、税金の垂れ流しになってしまいます。

したがって、こういった取り組みについては、やはり今やっていることを早く気付かなければいけないわけです。9年間も気付かないということ自体が、民間の責任者だったら、おそらく明日はどこか飛ばされるかクビになっているかです。そういう状態がこれまで続いているということ自体が、本当に何をしているんだという気がいたします。

したがって、この新交通体制の取り組みということで大看板を掲げている以上は、実現に向けての積極性がもう少しあってもいいのかなと私は思います。

ですから、4番目に、運行する前提での仮設、検証はしていますかと。これまでもまだ届いていないという話ですから、段階を10とすれば、まだ1か2のところでしょう。いつになったらするのという話になってくるんです。そうしたら全体の、何もできなくなってしまう話になってくるんです、今のような答弁をされたら。だから、例えば、先進地視察をされました。そして意見を集約していない。農繁期がどうだこうだではないですよ。人間の記憶とは、私でも昨日何をしたかな、何を食べたかなと忘れます。これは早いうちにもっと意見の集約をして、区長さんの意見を聞いて、鉄は熱いうちに打てというぐらいのことがありますので、もう少し積極性があっていいのではないかなと思います。いかがですか。ここの問題。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに遅くなっています。しかし、区長さんにも、再三赤字ということは話はしています。9年前からは言っていないが、就任してからは間もなく言い出しましたので、7年ぐらいは言っているということになります。1年間の決算で。それで、いかにすれば、黒字とはいきません、いつも3割ぐらいは最小限、収益があって然りかなと考えをしています。職員に指示をしながら急いでくれとしていますが、なかなか対応が遅れているのは事実でございます。

だから、これはスピード感を持って、復命は復命として出ていますが、地域の住民の方に、もう少し人口減少によってどういうことが今から想定されますよということを、認識をしてもらわないといけないんです。同意を得なければいけないので。地元の合意がないとなかなか進められませんので。要するに、誰がするかということになれば、自治会にお願いをするしかできません。町ではできません。町が全部公共交通ですれば財政がもちませんので、これは自治会にしかお願いできません。だから、再三言っているように、千綿駅を拠点に仮設でやろうとしたんですけども、なかなか話が進まずに、全く私の掛け声だけで終わっています。ご指摘のとおり、スピードを上げてやらなければならないと思っております。大変反省いたしております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

私の6月の一般質問の答弁は、この件に関しましては、千綿駅を拠点に巡回するバス、タクシーの運営を、地域自治会単位で運行する施策を来月7月から真剣に取り組むように担当課長に指示をした。そして、許可申請を含め車両の助成と先行地区の運行状況の研修を重ね、運行に向けて早急に準備するという答弁をされているんですよ。

そうすると、島根県飯南町に職員を派遣して、復命書を実は確認したかったんです。5名ぐらい行かれたという話だったんですが、この島根県のホームページから飯南町地域交通計画を策定しましたという所にヒットしましたので、この資料を約40ページ以上ありますが、この資料を見ますと、やはり計画を着々とされているなという印象を受けました。それはやはり、住民のニーズとか地域性とかいろんなものを分析されているんです。そして実現されたのが、この島根県飯南町の交通システムではないのかと思うんですが、この交通計画の策定のところまでは至っていないという話なんですか、どうなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

コンサルか何かに頼んですれば一番良いのでしょうけど、先ずは、先ほど答弁しましたとおり、地域交通研究会というのが課長から案として出ていますが、こういうことを作ろうとなっています。まだまだ簡単にはいきませんので、区長さんのご理解を得ながら、こういうものを立ち上げながらいくしかないと思っています。確実に、計画的にしなければならないんですけど、なかなか他の業務も重なりまして、言い訳になりますけど、進んでいないのが事実でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

参加された区長さんや役場の職員さんがどう判断されたかわかりませんが、これは良い政策だなと、おそらく帰ってこられたのかなと推察しています。だったら、もう少し取り組み方を、スケジュールをちゃんと決めてやらないと、後回し後回しということで、農繁期がどうだとかの話ではないですよ。やはり、ちゃんとした話の中の報告書を上げて、その報告の中に疑問点があるとか懸念される事項があったら、その辺の部分为解决する。そういったひとつひとつ消していく。やっつけ仕事をやる形から、この計画書は出来上がっていくのではないかと思います。

ですから、今後、役員さんが研修された高山町には町長も行かれたそうですね、ここの資料もいただきました。ここの取り組みというのは、地域全体が一丸となった取り組み。これはかなりハードルが高い取り組みだと思いますが、やってやれないことはないかもわかりませんが、取り組み次第では。是非、こういった取り組みを参考にするのであれば、実際に研修されたのであれば、実践してくださいという話なんです。せっかく行ったら、行った、こうだったねでは、何の研修の成果も何もならないんです。

こういうことが前提ということでありましたので、総務委員会でも常陸太田市、神奈川県の大和市を参考にさせていただきましたが、本当に職員さんが取り組んでいる姿勢が真剣です、誰かがするのではなくて。これは誰かがするだろうという形になっていませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは総務課が所管ですが、職員も3名、そういう研究をさせております。間もなくこの発表も、長崎県の町村会ですとしたいと思いますけども、この発表の資料も出てくると思います。飯南とか高山な

どの研究をしながら、あるべき姿を研究していると思います。全くやっていないわけではないんですけど、そういうことをしていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

昨日の一般質問の中で、そういった時はアンケートを取ったらどうだという質問に対して、町長は、アンケートを取っても実態が把握ができないと答弁されました。それは、乗車位置とか乗車人数をしっかりと確認したいという話をされました。だったら、それをしてくださいという話なんです。言うだけではなくてやはり動かないと、それが基本ではないのかと思うんです。本当にやる気があれば、ここにどういった高齢者がいて、この人達が何処に帰ってくるかぐらい。

大体、住民台帳である程度までわかるのではないかと思います。あと、地域の人達の情報もいただきながら聞いたら、あそこのおばさんは何処に何時ごろ買い物に行かれていますよというぐらいは、情報は得られると思います。そういったものを積み上げて行って、やっとそういった話になってくるんです。町長がおっしゃった、何処から何人乗るか、誰と誰は最近では病院に入院をされていますよと、そういった話が出てくるんですよ。それを、おそらく町長は、集落点検だと言われるかもわかりませんが、わざわざ集落点検をしなくても、地域の人達はある程度わかっていると思います。それは地域に密着しないから気付かないのであって、密着していたら気付きますよ。そういうことなんです。だから、その部分が足りないのではないかなと思います。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私は、考え方が違いますが、集落点検で、バスで、食料とか、病院とか不自由していませんかと、免許証はいつ返納されますかということをつぶさに調査をしています。だから、これも地域の公共交通をどうするかという大きな基礎資料になりますので、それをまとめている最中です。それも今進行形でございますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

町長は、よく PDCA と言われますが、この得意分野を是非生かして欲しいと思います。本当に敬意を表します。

それに対して、結果を私どもは求めたいんです、PDCA の結果を。だから、タイムスケジュールは当然作っていらっしゃると思いますので、それを確実にやりましょうという話からこの話はずっと繋がっています。町長にこの話を聞いてもこれ以上答えは出ないと思います。

最後に、出張復命書を提出されなかった理由をお伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだまだ担当職員の見解だけです。地域の人達と一緒にあって報告書をやろうとしていますので、

情報公開はしておりません。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

いずれ公開するのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

皆さん忙しいということで、12 月以降に集ろうということですよ。そこで結果報告を出してもらえば、私は諮問的なものになると思いますので、そういうことで、出張復命ではなく個々のあれでしょうから、それを区長さんなども一緒になって報告書を作っただけならば議会にも提示ができると思います。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

是非、この復命書は提出していただきたい。はっきり言ってどういった仕事をしてきているのかと疑問を持っているんです。だから復命書をいただきたいなと思ったんです。せっかく検証するのであれば、我々で言えば報告書です。通常、私どもの会社は、毎日パソコンで、メールで全部報告です。今日は何処と何処に行って、どういうことがあった。こういうことが解決した。ここは解決できなかったということを報告する。役場でいう復命書、これを毎日やっています。これが民間企業です。ですから、これが復命書というのは出張のたびの復命書なのですか。それとも日常の報告書というものはあるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

出張の時の出張復命書です。日常の復命書はしません。特に大きな事業等があつての対外的な業務報告はします。あるいは突然きた事件とかの場合は、復命ではなく報告します。そういうことです。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

東部循環線のことで聞き漏らしましたので、ちょっと戻ります。

この東部循環線のバスに乗車しないと言われます。乗車しない理由というのは、ニーズにあっていないと私は思っておりますが、町長はどのような見解ですか。なぜ乗らないか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず、コースがニーズに合っていないということですね。まだ、運転できる人がいるし、家族に

送ってもらえる人がいる。それと、本数が少ない、時間帯が。議員が言われるように、ニーズが合っていない。だから、その必要性が、あるいは何処に行く時に使われるか、集落調査で調べています。それが何年後ぐらいにやってきますので、例えば病院だったりとか何処に行っているのか。それも具体的に聞かないと、走らせても誰も乗らないということはそこなんです。ニーズに合っていないことが一番あるかと思います。そのために、道路整備ができていなくて、中岳地区辺りは全くバスが集落を通らない。だから、小型バスを入れました。なんとか替えようとしていますが、まだまだ簡単にはいっていません。小型バスに替えて有利にしていますが、なかなか乗っていただけないということです。それまでは、山間部については小学生などが乗りますのでなんとか収益が上がってきますが、それ以外は、私も千綿宿から乗ってきますが、乗っているのは2人か3人ぐらいで、ほとんど乗っていません。それも、委託会社の方をお願いをして、いろいろ聞き取りをしています。

そういうことで、やはり住民のニーズに合っていない、タイムリーに公共交通への接続が悪いとかだろうと思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

わかっていらっしゃるではないですか。それを改善するんですよ。わかっていながらやっていないという話なんです、逆の立場から言うと。ニーズに合っていない。ダイヤが合っていない。町民の要望にできていないということです。だったら、それを改善したら解決する話でしょう。だったら、それをしてください。簡単なことではないですか。たったそれだけのことですよ。ニーズに合っていないならダイヤ改正をする。ダイヤ改正は、運行側ではなくて利用者側を含めた公共交通会議を作るんですよ。法定協議会というものを立ち上げたら、その補助金がくるんです。ご存知ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

法定協議会は、当然、自治会バスがありますので、法定協議会はやっています。知らないときけませんので。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

ご存知であれば、新たな交通体制を作ろうとされているんでしょう。だったら、そういった体制作りというものを作っていただいて、町民のニーズに合った運行システムというものを形成、構築をするべきだと思いますが、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、集落調査をしながら、スピードを上げながらしようということなんです。だから、そこ

をしないと机上論ではできません。一部の人から聞いただけでは乗っていただけません。道路の問題もありますので、そこら辺も含めて中岳の道路も改良しながら、バスも工夫しながら小型にするとか研究しながらしています。それを踏まえて職員も指示をしています但しなかなか、先ほどから言いますように、進度が上がっていないことが事実なんです。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

先ほど PDCA を褒めました但し、機能していないということですか。

認められるのですか、あっさり。あとの言葉がなくなってしまうですね、そうですねと言われれば。困ったものです。

そういうことで、この件については、早急に今走っている車を試行運転。いつでもできます。今年中にいつでもできますよ。試行運転をやってください。そして、こういう車を走らせてどうだということを、町長自身が運転されてどうですか。ここに居るよりましですよ。ここの庁舎に居るよりも町民の方々の意見を直接聞いて、そしてされた方がいいです。そうすると、町長の株も 1 株上がりますよ。

そういうことで、町長自身も、このバスには肝いりで、施策でされたのであれば、それだけの覚悟ということが必要ではないかと思いますが、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、私も任期中にこれが一番の大きな問題で、これからです。今まではいいんですが、これから、2040 年に向けまして、私達の段階の世代が高齢化になります。その時に何人ぐらいが免許証を返納されるのか、その辺を調べています。本当に大変なことになります。これは待ったなしです。だから、じっくり考えていかなければいけません。だから、おっしゃたように実証実験は、町内だったらいつでもルートは変えることはできます。交通会議にかけなくても軽微な変更はできますので、それも職員に指示して、部分的にやっているんですけど、まだまだ本格的な PDCA がのっていないことが事実なんです。慎重に考えようということ。

一部の人々の意見はあります。例えば、駄地地区は意見があります。駄地地区はバス停から 500m 以内ぐらいで近いんです。そこだけバスを走らせるということではできませんので、先ず停留場という位置づけがあつて、何mぐらいをするかということなんです、高齢化社会において。今、500m が定義なんですけど、500m を歩いてきなさいというのが無理なところもあります。例えば東宿辺りは、国道を通すのではなく、東宿と西宿の通りを通してくれという意見もあつています。だから、本当に足が不自由になってくる、買い物ができないということになれば、そういうことを考えなければなりません。全部大型バスを小型バスに替える必要もありますし、本当に今からどうするかを慎重に考えていかなければならないと考えます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

そうなんですね、コミュニティバスというのは、国道沿線を走るのではなく、決め細やかな住宅街を走るのが本来のコミュニティバス。ひいてはデマンドタクシーという話になってくるのではないかと思います。町長、今おっしゃったことを是非実現していただきたいと思います。これについて、新たな交通体系の整備への取り組みについてはこれで終わりたいと思います。

次の2番目なのですが、委員会調査報告書に対する町長の施政についてということで、まず、昨日、前田議員の一般質問の中の花火大会の件でやり取りをされていたと思います。その時に、花火大会の運営の件で、もっと町が関与して開催資金を町民の皆様にも募るようにと、募ったら運営が楽になりますよと、是非お願いしますよということで、東彼商工会長さんから陳情書が議会の方へ上がりまして、それを審議して委員会は採択したという経過があります。この報告書をたまたま私が読んでいたら、たまたま前田議員が質問されたので、これを読んでくださいということであの時の場面が出たかと思います。

そこで町長が、私の聞き間違いかもしれませんが、報告書に対してこういった発言をされたんです。議会としての判断であって、町は何も考えていないという答弁をされたんです。今朝、録音テープの確認をさせていただきました。そのように答弁されました。議会としての判断であって、執行部は知らないという捉え方を、私も捉えてしまったんですよ。本会議で審査の結果を報告する。会期中だったら、付託された議案を最終的には審査報告書として委員長が報告します。また、閉会中でしたら、それぞれの事務の特定事件の所管事務に関して調査したことを、調査報告書としてここで会期の冒頭に報告をされています。それをあまりにも軽んじていらっしゃるような発言かなと私は捉えてしまったのですが、どうなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう発言は撤回したいと思います。

委員会報告は真摯に捉えます。しかし、それは、委員会から議長への報告ですので、本来、議会としては行政の方に向かってどうかという意味表示をして欲しいというのが趣旨です。

あとは、町は協力をしていないとおっしゃいましたが、報告の段階では協力しています。補助金をやりながら、職員も茶市や花火大会には出ております。協力をしています。そういうことでございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そういうことではなくて、冒頭に訂正しますというお言葉はいただきましたが、誤解があったら困ります。あくまでもこの委員会調査報告は、本会議において、我々町民から付託された議員が、それぞれの町の問題点を調査してここで報告をするということに対して、議会だけが判断だと、私は考えていないと答弁をされたことは、非常に遺憾に思ったんです。ですから、2番目の質問は止めようかなと思ったんです。何を言っても上の空で聞いて、この報告書は何の効果もないと。結果的にはそういうことになるんです、町長の昨日のような答弁をされると。ですから、2番目の質問は止めようと思いましたが、時間もあることだし、ちょっと進めてみようと思いますが、よろしい

ですか。

それでは、議会事務局が優秀ですので、これまでの平成 27 年度から 30 年度までの報告書を、全部まとめてくれています。それぞれ執行部に対しての愚言と言いますか、指摘事項もあります。これは、町長に対しては耳が痛い指摘もこれまでできてきていると思います。これに対してどう思われていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、先ほども言いますように、真摯に捉えています。それはできないもの、できるものがあるわけですから、捉えておりますと。基本やはり、それから実現させていくには二元代表制ですので、町長と議会ですので、議会の議長でもピシッと、もう一回力強く、町長の方にも要請する行動ということは必要かと思っております。議会で、皆で決めたらそうなんでしょうけど、町民代表ですから。それは議会として二元代表であれば、なお強力なアクションになるのではないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

私は、本会議でこういった報告をされたら、わざわざ町長に、議長名でそれを更にとすることは、町長は、本会議で何を聞いていたんですかという話になってくるのではないかと思うんです。わざわざ、新たに町長にくださいよという話をされたんですよ。新たに採択したものを、町議会としてこういうことが決まりましたから町長やってくださいよという話が、これは正に報告書なんですよ、実は。それをもう一アクション欲しいという話なんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、それは真摯に受けとめております、委員会報告書は。更にそれを強いものにするためには、二元代表制なので議長名でもいいのではないですかということです。悪いとは言っていない。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

形がやはり必要なんだろうね。私がそこに座っていたら、了解しますよ。私だったらですね。耳は聞こえていますから。耳が聞こえている以上は、わざわざ議長名で、同じことをやってくださいと、私だったら言いません。これがやはり、それこそ二元代表制の議会、ここでやり取りをしているのですから、それを自分でどう判断するかというのが問題なのかと思っております。

今回、私が取り上げたのが、ほんの一部分ですよ、ここで今回具体的に上げた一例は。具体的な一例をどう判断されるかを私は聞きたかったんです。この判断が、町長の裁量によって右でも左でもできるんです。そうでしょう、これをやるやらないはいつでもできるんですよ。例えば、議員が

どこかの課にあって、これをやって欲しいと。すぐやるという部署もあるし、これは待ったという部署もある。これがやはり裁量なんですよ。ですから、これをそれぞれ、質問中に書いてありますとおりに、それでも各自治会から要望が上がってきていることは知っています。しかしながら、議会でこうやって取り上げたということは、かなり重要なんですよというお話なんですよ。それに対してどうですかと。

今回取り上げた部分は、農協の交差点の、今の米倉庫の所です。ここに感知式信号機、更に交差点の改良ということでお願いしている部分なんです。やはり、あの部分は、他市町村からもいろいろな人が来ていただいているんです。来年度はまた、レストランもできる予定になっています。万が一ここで事故が起きたら、二度と行かないという印象が頭の中によぎったら、その地区は衰退していきます。ですから、我々も審査して、調査報告書という形の中で報告をしています。この件は、一点に集中した話をしましたが、どのような見解ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、事故が1件遭っています、交差点付近で。私も現場を見ております。ですから、必要性は強く感じています。

事故が遭った時からしばらくして川棚署に、あるいは現場に総務課長を行かせまして、調べています。老人会は全く意見は言っていないということでしたが、一住民の方から話があったということで行って、川棚署と見ております。その中で、今書かれているようなことで、例えば、視距と言いますが、見通しが悪いですので、どうしたら良いこうしたら良いと、あるいは感知式にしたら今のままでは駄目だと、常時赤で国道が渋滞すると。そういうことを課長も川棚署を呼んでやっています。本当になんとかしなければならぬと思っておりますけれど、結論から言えば、一番良いのは、別途、あの出口ではなく他の所に出口を作りたいんですよ。瀬戸地区が一番、国道34号線をずっと改良して、今、町の方でもしておりますが、残されたのが瀬戸の国道の接続が一番問題で、これをやるしかないわけですけども、これが莫大な金が要ります。しかし、緊急でお金があまり掛からないようにするには、議員もおっしゃっていると思いますが、庄屋の敷地を少し埋めるか、何か造成をしながら少しだけ、一番良いのは駐在所と福田さん辺りにタッチすれば、非常に視距が良いですので、そういうショートカット的なことができればと思っております。やりたいということとは山々でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

町長は現場をよく確認されていると思います。事故を起こしたのも誰と言わなくても、実は私が追突されたのが事故の1件です。他にもいっぱいあるんです。町長が知らないだけであって、本当にいっぱいあるんです。知らないだけです。

そういうことで、今の庄屋公園の入り口に、旧役場の門というか、二つ大きな石があるんです。あれを5mだけ下げただけでも良いんですよ。クレーンで吊って後ろに下げるだけで。そうすると視界が広がります。それだったら10万円ぐらい、クレーン代が。あとは舗装代がいくら掛かるか

わかりませんが、そんな大した金は掛からないと思います。

是非、町民の安全、町外からのお客さんのために、是非、頭の中に入れてやっていただきたいと思います。

また、ついでなんですけど、実は手前の交差点もそうなんです。たまたま私の近くの話をしていいますが、某電気屋跡、具体的に言うと岩永医院の交差点。国道から海岸の方は JR と協議の中で拡幅をされまして、それぞれ車が離合できるような踏切り体制になりました。私が言っているのは反対側です。ここは今、何とか食堂もあって、ここも町内外からのお客さんもいっぱい来ています。ここはシニアカーが、私が知っている限り 3 台ぐらい走ります。その時は私どもその後をついて行くような話なんです。そこの道路拡幅も必要ではないかと思えます。

そういったことも含めて、町にはいっぱいこういうふうな危険箇所、すぐやらなければならない箇所が、建設課長が一番知って、頭が痛いところは知っています。是非、優先順位というのが、何が優先するのかは 6 月で聞きました。が、やはり、どういうことが一番町にとって活性化になるのか、そして元気になるのか。町長がよくおっしゃる、住んで良かったこのまちに、ずっと住みたいとか、そういったキャッチフレーズがありますね。是非、これをやっていただいて、住みよいまちづくりを目指してもらえばいいかなと思えますが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおり、私は、政治心情はそれを掲げていますので、是非やりたいと思っております。

先ほど言いました、岩永医院の交差点が、最初から言っています一番ベストな方法で、瀬戸地区の住民の方が国道に接続するのは、あの辺がベストだと思っております。あれは、併せて反対側の岩永医院に行く側も、併せて交差点として改良すれば交差点の事故は防げるかなと思っております。だから、ソリッソにきたお客さんは、遠回りになりますけれども、できるだけ右折して入る場合、千綿駅の方から来る場合が一番危険です。左折の場合はすんなり入るだけですので、その辺の協力体制をするとかをしていかなければならないと思っております。

できるだけその交差点を使わないような方法で、活性化にはなかなかかなりにくいんですけど、命が一番大事ですので、予算のできる範囲でどういうことになるのか。

今、道路が、大きいものが菅無田地区とかあっております。これがもうちょっとかかります。辺地事業は、また別ですけど。あと一番大きいのは口木田地区で、今、通行止めで、全く立神の所の町道が使えません。先日も住民の方がお出でになって、いつまで通行止めにするのかとおっしゃいましたけど、そういう口木田の所の踏切りの改良、どうしたらいいのか。この辺がやはり、私に要望が寄せられている大きな事業でございます。優先順位を付けながら、努力をしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

是非、そのような取り組みでしていただきたいと思えます。

また、これは町の管轄外なのですが、国道も、岩永医院入口は田んぼを作る時期は水が噴出して

いるんです。小学生がそこを歩いて通るのですが、大型車が通ると、綺麗な洋服が、雨の日は水が飛んでくる状態がずっと続いています。私が直接、国土交通省の大塔出張所の方に出向いて行きまして、これを改善してくださいと話しました。応急的な処理をされましたが、すぐに元に戻ってしまいました。その結果、国道がデコボコになってしまいました。これは表面に出なかったのが、今度は地中の中で、水が動いている関係があつてかと思いますが、表面がデコボコですよ。おそらく、この後もっとひどくなると、ハンドルを取られるぐらいの高低差ができてくるのではないかと思います。

これは、町の管轄ではないですが、そういった部分も、国道沿線ということで一緒になってそういった意見というか、国土交通省にもお願いをして、対応を望んでいるところです。是非、町からこういった事件があるということを一添えて、町民の安心安全な町というところを構築していただくことを期待いたしまして質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今の件は5年前ぐらいから国交省に言っております。議員がおっしゃるように表面だけで意味がわかっておりません。あれは、私が最大考えた場合、ものすごい大きな、沈下している所があると思っております。あれは、剥ぎ取って、最寄の側溝までドレンで水を抜くことが一番先決なんです。昔、水田でしたので、その辺をわかって欲しいということで国土交通省にも言っておりますが、なかなかやってくれません。これも引き続き、そういう実情まで踏まえてお願いしようかと思っております。

○議長（後城一雄君）

以上で、8番議員、森敏則君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前10時27分）

再開（午前10時39分）

日程第2 議案第68号 東彼杵町手話言語条例の制定について

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第68号東彼杵町手話言語条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第68号東彼杵町手話言語条例の制定について。提案の理由といたしまして、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語であると位置付けられたことを踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明確にするとともに、町が実施する施策の基本事項を定め、もって全て

の町民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会を実現することを目的に、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては町民課長から説明をさせます。適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

町長に代わりまして説明いたします。

第1条は、条例の目的を明らかにしたものです。手話の普及、その他の手話が使いやすい環境への推進を通じて、手話への理解や普及が促進され、あらゆる場面で手話が使え、全ての人が自分の考えや思いを自由に伝え合えるような社会づくりを目的とすることを定めています。

第2条は、条例における基本理念を定めています。手話は言葉と同じ言語であることを理解し、全ての人は平等であり、お互いに他者を尊重することが大切であることを定めています。

第3条は、町の責務を定めています。町には、手話への理解の促進、手話の普及等のための施策を進めていかなければならない責務があることを定めています。

第4条は、町民と事業者の役割を定めています。町民には、ろう者等への理解と手話への理解を深めていきながら、町の手話の普及等のための施策に協力する役割があることを定めています。福祉事業などをろう者等が利用する時に手話などを使い、工夫して伝えるように努めることを定めています。

第5条は、町の手話の普及等のための施策について定めています。

1番目、手話方針養成講座など手話を取得する機会の確保や、手話についての理解を深めるための周知に関する施策を推進します。

2、各種式典やイベントなどに手話通訳者等の方を派遣し、手話による情報の取得の機会を拡大する施策を推進します。

3、役場などで手続きをされる際に、手話通訳者などを派遣し、意思の疎通が行えるような施策を推進します。

2番目として、障害者福祉計画などと本条例に定めるものとの調和を図ります。

第6条は、財政上の措置について定めています。施策を推進するためには、一定の財源措置が必要となることから、必要な財政上の措置を講ずることについて定めています。

第7条は、条例を施行する上で必要な事項を定めることについて、それを町長に委任したものです。この条例に定めるものの他に、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則、施行期日。この条例は、平成31年4月1日から施行するとしております。

また、東彼杵町議会におかれましても、平成26年9月24日、手話言語法制定を求める意見書を政府と国会に提出することを可決されています。以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

2点ほど伺います。県内の市町で、どれくらい本条例を作っているのかと、本町職員に手話ができる方がいらっしゃるのか、いらっしゃらないのかをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

県内で手話条例ができていているのは、大村市、諫早市、佐世保市です。併せまして全国で197自治体が手話言語条例を策定されています。また、本町における、手話ができる職員はいないと存じています。以上です。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

大村市を例に取りますと、議会やさまざまな公的式典等においては、職員の方々が手話をされながら会議等を進められています。この際、当然、手話条例が可決されると思いますけども、今後そういう職員も、本町にも最低1名あるいは数名必要になると思います。今後、そういった養成や講習をする考えはございますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

本町には手話の養成をしてくださる方6名を確保しております。町の職員にもできれば手話の養成講座等を受けてもらって。ある町では、聴覚障害者が窓口に来て筆談によるやり取りをされることは聞いたことがあります。ですので、できれば職員も何名か、手話ができる者を勉強してもらって、その者が日程等を調整しながらできるようにするか、もしくは手話の協力隊がおりますので、その方々をお呼びして連携が取ればなあと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

この手話を使える職員の養成については、私も一般質問で、今年の3月か、昨年12月か、町長にお願いをした経緯があると思います。そういうことで、この手話は、当然置かなくてはならない職員の養成、特に30代、40代は遅すぎますから、できれば若い職員さんにこういった養成をされた方が良くと思います。また、この手話に関しては、197自治体があるということなんですけど、

先にもう少し、触手話というものもございます。これは目が見えない方の通訳をする方ですけども、こういう制定をするわけですから、もう少し先進的に、ついではないですけど、触手話あたりの条例もこの際作られた方が私は良かったのではないかと思います、町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全く私も知識がなくて、できる範囲で、手話だけではなくて、触手話も検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

一般質問の続きみたいになるかもしれませんが、この手話言語条例を別紙のとおり制定するというところで上がっていますが、議会では 26 年 9 月に、この件について採択をしております。説明のとおり、ということになると、そこから 4 年間掛かっています。この件について、どのような見解をもっていらっしゃいますか。この 4 年間の空白。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これも議会として可決されていますので、然るべき時期にしなければならないと思っております。大変遅れたことは事実かと思っております。今後、その辺も含めまして、実現可能なものは早めに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

是非、わざわざ、先ほどの続きで申し訳ないのですが、委員会報告に対して、新たに町長に意見書を求める。自分の町に意見書を出す町は、全国でもないのではないかなと思います。他所の市町村に出すのであれば理解できますが、全く理解できないのが先ほどの答弁だったんです。ぶり返すような話になって、たまたまタイミングよくこのような議案が出てきましたので話をしているんです。本当に申し訳ないですよ、町長に対しては。でも、言わざるを得ない状況だったんです、続きで。ですから、この話をおそらく、自分の町に意見書を出す町なんかはほとんどないですよ。本当に恥をかくようなものです。是非、この辺のところは理解された方が良いと思います。答弁はいりません。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 68 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 3 議案第 69 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 70 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 71 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 3、議案第 69 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 70 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 71 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。以上、3 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 69 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が国会に提出され、本町議会議員の報酬においてもこれに準じ改定するため、本案を提出するものでございます。

次に、議案第 70 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が国会に提出され、本町特別職の給与においてもこれに準じ改定するためでございます。また、本年 1 月に発生した個人情報流出に対する町長の道義的責任を取るため、本案を提出するものでございます。

議案第 71 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、平成 30 年人事院勧告に基づき、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会に提出され、本町においてもこれに準じ職員給与について改定を行うため、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

代わりまして説明をいたします。議案第 69 号、議案第 70 号につきましては、国では特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、本案として提出され、既に成立しております。本町においても原則として国に準じる取り扱いとすることから、本条例の一部改正をお願いすることになりました。

内容は、期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げ、3.35 月数分とするものでございます。

議案第 69 号の町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、新旧対照表により説明いたします。新旧対照表は 2 枚ありまして、左上に（第 1 条関係）（第 2 条関係）と 2 枚ありますのでご注意ください。

まず、改正前について第 1 条の新旧対照表でございます。第 6 条の 3 行目、12 月分の支給を、これでいきますと 100 分の 172.5 ですから、1.725 月から新の方の 1.775 月として、0.05 月分を上乗

せするというごさいます。本年、平成 30 年に 0.05 月の上乗せで対応をいたすものでござい
ます。

2 枚目に第 2 条関係で見いただきたいと思ひます。新旧対照表でございます。31 年度分の期末
手当について改正を行うものでございまして、先ほど 3.35 月にしたものを新たに 31 年 4 月 1 日か
らは、それぞれ 6 月、12 月とも 100 分の 167.5 にして、合わせて 3.35 月分にするという改正で
ございます。

なお、第 1 条につきましては、本年の分を調整することから平成 30 年 12 月 1 日から施行。第 2
条につきましては、31 年 4 月 1 日からの施行でございます。以上、議案第 69 号でございます。

議案第 70 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきま
しても新旧対照表がございます。特別職については、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を、
議員さんと同じく 0.05 月分引き上げて 3.35 月とするものでございます。

改正内容については、第 1 条は先ほどの議員さんの分の期末手当で説明したとおりでござい
ます。12 月分で調整して 0.05 月上げるといふことす。

なお、附則の 29 号に追加しているものについては、本年 1 月に発生した個人情報流出に伴う町
長の道義的責任を取るため、町長の平成 31 年 1 月分の給料について 50%カットから 52.5%の減
額。2.5%上乗せして減額とするものでございます。

2 枚目の第 2 条関係につきましては、先ほどの議員さんの分と同じく、新しく 31 年度については
1.675 月に、それぞれ 6 月、12 月を合わせて 3.35 月にするといふものでございます。

続きまして、議案第 71 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でござい
ます。人事院は、今年 8 月、民間給与が国家公務員給与を平均 655 円、0.16%上回っているとして月例給与の引
き上げの勧告、また特別給与についても年間 0.05 月の引き上げ、計 4.45 月とする内容の勧告を出
しました。これにより国の方では一般職の職員の給与に関する法律の一部改正をする法律を提出し、
成立しております。本町においても地方公務員法第 24 条第 5 項に基づき、原則として国に準じる
取り扱いとすることから、本条例の一部改正をお願いするものでござい
ます。

同じく新旧対照表が 2 枚ござい
ますが、(第 1 条関係)を
ご覧いただきたいと思ひ
ます。1 ページ
勤務手当の支給額につ
いては、第 21 条第 2 項
の方で、12 月分の支給
を 0.95 月とし、0.05
月分上乗せするもので
ございまして、年間 1.85
月とするものでござい
ます。

第 3 項で、再任用職員につきましては、12 月分を 0.475 として 0.05 月分上乗せし、年間 0.9 月
分とするものでござい
ます。

なお、1 ページの下段に表がござい
ますが、7 ページまでの、別表 1
につきましては、給与の改
定でございまして、平均改定率
0.2%増となりまして、初任給
がある 1 級につきましては、
1500 円引き上げ、若年層は
1000 円、その他は 400 円の
月例給の引き上げを基本とし
て改正するものでござい
ます。なお、この第 1 条関係
については、民間企業との比
較をした平成 30 年 4 月 1 日
に遡って施行されるもので
ござい
ます。

次に、第 2 条の新旧対照表について説明をいたします。第 2 条につきましては、0.05 月のアップ
を 12 月に調整したものについて 6 月、12 月とも同じ支給月数とする改定が行われるものでござ
い
ます。また、期末手当基礎額についても月数は変えずに、6 月と 12 月をそれぞれ同じ率にするとい
う改正が行われているものでござい
ます。また、第 3 項の再任用職員についても、総月数 1.45 と

改定が行われたものでございます。第 71 号の説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 71 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 71 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 70 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 71 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 72 号 東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 6、議案第 72 号東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 72 号東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例。提案の理由が、平成 31 年 4 月 1 日に開校する（仮称）東彼杵中学校の学校名を定める必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育次長の方から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

議案第 72 号につきまして説明をいたします。9 月の第 3 回東彼杵町議会定例会におきまして、学校設置条例の一部を改正する条例をご承認いただきまして、現在は（仮称）東彼杵中学校という名称にいたしております。それ以降約 2 か月の期間を設けまして、町民の方に新しい中学校の学校名につきまして募集を行いまして、結果、応募総数が 82 件ありました。その中で最も応募が多かった漢字での表記の東彼杵中学校を、本町の町名でもございますし、郡内他町の中学校の学校名とのバランスもとれるということで、統合に関して設置をしています中学校統合実施協議会並びに東彼杵町教育委員会で応募内容等を審議していただきました結果、応募数が一番多い、漢字表記の東彼杵中学校が最も相応しいという意見でまとまりまして、学校設置者に決裁の上、今回の議会に一部改正ということでお願いしております。

新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

ちなみに、東彼杵中学校の応募総数は 20 件でございました。

新旧対照表でいきます（仮称）東彼杵中学校を東彼杵中学校ということに改めるものでございます。以上よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

先ほど 2 か月間かかって募集をして、82 件。私に言わせるとたった 82 件しかなかったのか。その中で 20 票が東彼杵中学校ということだったんですけども、あとはどのくらいの名前があったんですか。残りの 60 件ぐらいは。そしてその票はどのくらいの票だったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

応募総数の中で次に多かったのが、漢字表記の東彼中学校 8 件、次に多いのが漢字とひらがな表記を合わせました東そのぎ中学校 7 件でございます。次に多かったのが漢字表記の彼杵中学校 6 件

でした。その他 41 件につきましてはそれぞれ 1 件ずつで、彼杵千綿のそれぞれの漢字を組み合わせたもの、あるいはお茶に関係した名称、そういったものがそれぞれで 41 件上がっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

教育長にお尋ねします。この 2 か月間募集をするにあたって、職員はどのくらい時間を費やしたかをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

この約 2 か月、11 月 18 日まででしたけども、じっくり新しい中学校についてご家族等で検討していただくということで、この趣旨で遂行してきたわけでございます。この中におきましては、このアンケート用紙等の作成、配布。そして、その間あちこちに投票箱を設けまして、投票をしていただいたということで、職員にとりましては、そんなに重い負担ではなかったのかと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

私は 9 月の時に、結果は見えていると散々町長に言いましたけども、やはり、こういうふうの結果的には 3 か月遅れて正式に中学校の名前が決まったということですが、我々、9 月の議会の時に、9 月の時点でも遅かった、来年 4 月開校には。ぎりぎりだという話を聞いたんですけど、これによって 3 か月、校名が決まるのが遅くなったんですけど、こういうことに関して、我々議会としては、来年 4 月開校は間違いないと信じているんですけど、現状として、間違いなく来年 4 月開校できますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

来年 4 月に確実に開校するよう精一杯努力していく所存です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

今回、アンケートを取られましたけど、もともとこういうものを教育委員会で、リーダーシップをとって東彼杵中学校でいくんだという話は一言も出なかったのですか、協議をする時に。教育委

員会として、押し切ろうということは出なかったんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

9月の第3回東彼杵町議会定例会で一部改正のご承認を受けた後に教育委員会の方でも議題として取り上げまして、方針は説明いたしております。目的としましては、新しくスタートする中学校に、町民皆様が親しみを持ってもらいたい、少しでも携わる機会を作ってもらいたいということがひとつはありますので、期間的な余裕はありませんでしたけれども、約2か月間新しい学校を考えてもらう機会を提供できたと思っております。ただ、他の作業部会におきましては、学校名がまだ決まっておらなかったもので、それが影響しない範囲でできるものを順次協議を進めてということで、来年4月1日開校に向けて、現在のところタイムスケジュールに遅延等は発生しておりません。以上です。

○議長（後城一雄君）

他にありますか。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

この校名に関しましては、9月の議会においても東彼杵以外の名前は考えられないではないかと、ある議員がしつこく言っていた記憶があります。それにもかかわらずされた結果、約80名の回答があった。親しみを持って学校名を決めるということが目的だったということではありますが、たった80人ですよ、私から言わせれば。しかも、ひとつだけの名称、組み合わせたもの、おそらく斬新な名前をつけてくれたものだと私は思っております。私はひょっとしたら、数少ない方から選ばれるのではないかと期待を持っていたんです、実は。そこまでするのであれば。是非、数少ないひとつの名前の中で、これはいい名前だなと頭の中に、教育長、あるいは町長も見られたと思います。これを採用したらいかがかなというものがひとつぐらひはあったと思うんですよ。それを紹介していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

選考の過程では、それぞれの統合実施協議会におきましては、町立学校の4校の校長と教育長、並びに教育委員で審議を行っていただいております。その結果が、先ほど申しました漢字表記の東彼杵ということに決まったわけでございます。41件、それぞれで応募の名称がいろいろ出ておりま

すけれども、そこも含めて検討された結果、今回の決定ということになっております。私も集計に携わりましていろんな感覚を持ちましたけれども、個人の意見ですので、この場での発言は差し控えさせていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

結果は、おそらく 9 月議会で、先ほども議会がしつこく言ったというように、結果はおそらく見えていたと思うんです、結果は。だから、これを改めてやって、この結果で公表できないということですが、本当に私は斬新な名前をつけられるのかなと、本当に期待していました。そう思っの校名を募集されたと確信していたんです。ところが、一番多かった名前を採用した。意味がない。申し訳ない、非常に意味がない校名の募集だったのかなと私は思っています。町長はおそらく有意義だったと言われると思います。どうかなと私どもは疑問符を持っているところでございます。今後、このようなわかりきった分については、切羽詰った状況でここまでやるのかということまでやらなくても良いのではという気がします。以上です。

○議長（後城一雄君）

よろしいですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 72 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 72 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 73 号 東彼杵町農村婦人の家設置及び使用条例を廃止する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第7、議案第73号東彼杵町農村婦人の家設置及び使用条例を廃止する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第73号東彼杵町農村婦人の家設置及び使用条例を廃止する条例でございます。提案の理由が、平成28年に国土交通省から選定された重点道の駅の整備を進めるにあたり、その事業遂行上、本施設の用途を廃止する必要性が生じたため本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、農林水産課長に説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

町長に代わり補足説明をいたします。東彼杵町農村婦人の家は、昭和54年度国庫事業により農山村生活改善施設として整備された施設であります。平成28年1月に、道の駅そのぎの荘が国土交通省の重点道の駅に選定され、国土交通省との一体型道の駅として再整備するにあたり、隣接する民有宅地を買収する必要性が生じ、長期にわたる地権者との用地交渉の末、その移転先として農村婦人の家が設置してある場所が、要望がありました。町としましても耐用年数は10年ほど残りますが、事業を遂行する上でやむを得ず、同施設を解体し、移転先の用地として売却する必要性が生じたため、施行日を31年4月1日として、本廃止条例案を提出するものです。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

場所等の説明を一度も行っておりませんので、担当課長からお配りしていますレイアウトで説明いたします。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

お配りしています図面をご覧ください。図面中央に美容室さんがあるんですけども、その移転の交渉をするにあたり、事業をするにあたり同等地が良いということをおっしゃておりましたので、こちらの方でも場所を選定をしていたんですけど、類似するような土地がどうしても近くでしかなかったもので、ずっと交渉をしたんですけど、やむを得ず婦人の家の場所が良いということで希望されました。役場内でも検討しまして、ここでやむを得ないだろうということになりました。

全体的なレイアウトとしまして、現在、道の駅の入口は教育委員会、総合会館の玄関付近にありますけども、それが郵便局の方に向っての所に移動しまして、それに伴いまして総合会館の入口も封鎖する形になりまして、新しく町道宿8号を付け替えるような形で設計がされております。

バス停につきましては、現在、児童体育館の所にあるバス停が道の駅の建物がある所に動きまして、総合会館の駐車場を潰すような形になりますが、そちらの方に移動します。

信号機も場所が変わります。今、道の駅の入口にある信号機がなくなりまして、児童体育館入口にある信号機二つが、新しく交差点ができますので、その一箇所に集約されるような形になりま

す。

図面上側の宿8号線につきましては、まだこれは概略の図面でありますので、若干修正がこれに加わると思います。それにつきましても、国土交通省に委託をしまして図面の修正をお願いしています。

図面中央の右側に、四角で囲んだ女子トイレ、男子トイレや情報提供施設がありますが、これが新しく新設される形になります。

図面中央の下側に、防災倉庫を作るようにしております。

今、現状のトイレはなくなって、先ほど言いましたトイレが新設になります。

図面中央の下付近、右側になります、浄化槽があった所に防災用のトイレが新設されるようになります。

児童体育館前のバスポケットがなくなる形になりまして、国道となります。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

基本的なことを1点お伺いします。新設するトイレは、現在ここは町有地ですよ。これは国交省がつくるのですか、それとも町がつくるのですか。そして、国交省がつくったら、維持管理はどこがするのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

新しく整備されます施設等につきましては、国交省による建設ということになります。なお、その維持管理等につきましては、町に委託という形になります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

新設はほとんど国交省がするというので、町道宿8号線も、教育委員会の駐車場に入り込むような形になって、これも全部、国交省がするというのと私は理解していますが、それでいいんですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

先ほど言いました町道宿8号線になりますけども、設計は国交省にお願いしていますが、工事は町ですようになります。費用については国交省と協議をしております。工事は町でしてくださいと言われていますが、お願いをしているところです。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

わかりました。今から交渉するところということですが、当然、これは国交省にさせていただかないといけないですね。町がすると言ったわけではないのですから。国交省が重点道の駅に選定したからこういうことをしなければならなくなったわけでしょうから。当然、これは国交省にお願いするべきことだと思います。

この重点道の駅の整備が遅れたのは、ひとえに立ち退きがネックになっていたのではないかと思うんですが、この立ち退き移転先として、今のこの議題でございます婦人の家の廃止条例が出たわけですけど、もう少し具体的に聞かせていただきたい。この婦人の家の土地を、今は町有地ですけど、そのまま移転した方に売られるのかどうか。そして、はっきり言って商売人さんですから、この方の駐車場も要るわけですよ。そうすると、建物の土地は町有地を譲渡するようなかたちになるんですけども、この方の駐車場はどういうふうな、町有地に駐車場がなるのではないかと思います。そういうところの交渉はされているのかどうか。

もうひとつは、一番大事なものは、ここに今現在、商工会が入っておられます。この商工会とのお話し合いとか事前の話し合いなどはどうされたのですか。もし、商工会が立ち退きしないと言ったどうするのですか。そういう根回しはされていたのかどうかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

駐車場につきましては、現在お持ちの面積と同じ規模の用地を希望されていますので、もちろん今の用地の中に駐車スペースがありますので、そこを含めたところの面積になると思います。国交省と町と地権者の方の三者契約を結ぶ形を、今想定しております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

商工会との調整につきましては、このような話が挙げた段階で、今使用されています婦人の家につきましてはの利用がなくなるという話は事前に伝えておりますけども、その手前におきまして、この婦人の家の使用期間は、契約が平成 31 年 3 月末をもって一旦終了するという契約になって、双方の協議によつての更新ということでございます。結果として、所管は農林水産課になりますが、この計画が浮上した段階での契約更新をできないという旨の通知がなされています。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

今の移転の問題で、商工会に対してもここは使わないでという通知はなされたということですね。そして、それによって商工会からも了解をいただいたということですね。その確認はとれていますね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

平成 31 年 3 月 31 日までの使用期間につきましては、10 月に町から通知がなされております。結果といたしまして、商工会からはその旨については、承知した旨の口答での連絡を受けております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

その口答での了解をした人は、商工会のどなたですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

商工会に赴きまして、東彼杵支所長にこの旨の話をしております。その後を受けて商工会の副会長に併せて説明をいたしております。こちらからの話の内容は了解したという回答です。あくまでもこちらが、こういった需要の中で 3 月 31 日をもつての更新の契約ができないということでの了解の回答でございます。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

町営バスの時にはここに移れ。もう、商工会はあっち行きこっち行きですね。理事会の席でもまだこれは聞いていませんよ。当然こういう意見は、10日に理事会がありますので、手順をもう少し前もって話してもいいのではないですか。いきなりポンと、それは契約期間がそうでしょう、借りているのだから、商工会が。しかし、ポンポンポンといくような問題かどうか、そこら辺を、こういう交渉の時にはもう少し考えてくださいよ。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この問題は、議会に説明をした段階で、商工会には申し入れをしております。課長が言うとおりでございます。11日には、商工会長が移転についていろんな要望をするような日程になっていますので、十分執行部は知っておられるものと私達は、会長がお出でになるわけですから、拙速ではなかったと理解しております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この議案第 73 号は、表題に書いてあるとおり東彼杵町農村婦人の家の設置条例を廃止するという案ですので、とにかく、今のレイアウトの道の駅の件は、関連事項ですので質問がっておりますが、まず図面に、同僚議員が言われたように、移設場所とか移設の面積、町が売却するならそういった面積のレイアウトあたりも載せておかないと、どうしてなのかということの疑問が生じると思いますが、そういった面積の確保とか、まだそこまで話し合いがされていないのですか。先ほど駐車場とかありましたけれど。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何処に移転するかということは、表示していませんが、東彼商工会東彼杵支所と小さく字がありますが、ここに間違いはございません。場所は、今回は、ここの解体を議案として上げております。そして、面積等につきましては、等価交換と言いまして、同じ面積になると思います。しかし、それは確定していません。その場合は、三者契約をする場合は、議会の議決も要りますので、その時に詳しく何㎡とかをしなければなりません。逆に、今度は町がどこかの土地をこれ以外に求めるといってもできますので、それは 5000 ㎡オーバーしませんので関係ないと思いますが、予算は計上しなければなりません。その辺の三者での契約が整ってき次第、契約ができそうな段階では、もちろん議会には正式な面積とかの提示をしようと考えています。したがいまして、今日は解体だけの問題で提案をさせていただいています。今日はついでに、こういうレイアウトは一度も議会の方には説明をしていなかったと思います。国交省もまだ出さないでくださいと話があったものですから、今の段階では出していいということで許可をもらいましたので、こういう提示をしています。まだ、国土交通省サイドの図面になっています。大変申し訳なく思っています。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

先ほどから申し上げておりますとおり、この図面を見る限りでは、入口付近は信号機がなくなるとか、民地の方が移られた場合の出入り口や公共用地の境などが全然載っていませんので、これは後だって、全員協議会などでもっと詳しく説明をしていただけないものか。先で。今は無理でしょうから。そういうことをしないと諸々の質問したいことはたくさん、皆さんはあると思いますので。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ、この図面ぐらいしか出せません、面積確定をしていませんので。航空写真などでここに移転しますよや、大体これぐらいになりますよという図面はありますので、委員会の時に資料として担当の方から皆さんに提示をしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

先ほどから話を聞いておきまして、商工会の問題につきましては、同僚議員が商工会の役員さんでありますから、そこら辺は十分協議していただいて商工会に任せるとしまして、代替として現商工会の跡地を譲るということでございますけど、まず、考えられるのは、新しく家を建てる場合には、接道義務4mがございますよね。それがクリアできるのかということと、私達の町には、新庁舎建設基金なるものが積み立てておられますが、将来的にわたって役場庁舎を建替えることを前提としてその基金が積み立てられると思いますが、仮にそういう時期になった時に、現庁舎のこの場所が手狭だといったことも予想されます。そういった、将来的に役場庁舎が仮にどこかにないかといったら、当然、その辺は適地となるわけです。そういう中に、その一画だけが民有地となりますと、将来的に考えた場合に、邪魔になると言ったら支障があるかもしれませんが、そういった将来的なことも考えて、ここを譲られる。当然、代替地を探されて、なかったから苦渋の選択としてそこをされたのでしょうか、できれば、ここの道の駅の入口云々に関しては、私はそれは結構だと思います。ですから、代替地をここではなくて、もう少し他になかったのかという気がします。当然探されたと思いますが。例えば、言わせてもらえれば、道の駅の、元老人ホームがあった所は駐車場になっていますので、その一画の、旧道の長崎街道付近の一画を譲るとか、もう少し効率的な代替地がなかったのかどうか。また、近隣にあります総合会館の裏の方の荒地がありますよね、コンビニの隣とか。そういう所とか、適当な所がなかったのか、2点をお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全協の時にお話ししましたが、役場が提示したあと、パーマ屋さんですが、店舗ですので国道沿いに移転したいということ。今のこの年齢になって他の所に、隣保班といますか、班編成を大き

く変わりたくない。是非、近くをお願いしたいという話があります。例えば、消防詰所の横、郵便局の前とか児童体育館、国道に面しているところはそこですから、公民館の分室、商工会がある所、泉屋の横付近とかを提案しました。道の駅の方はとても無理で、総合会館も無理です。奥まってしまうと駄目で、道路に面していなければならないということで話があって、商工会の横が一番良いのではないかと提案をしかかりました。ところが、今、議員がおっしゃるように、将来的にここに建物をする時に、また町の建物の中の真ん中に位置するようになるから端の方に移設をしてくださいということで、強い要望があって、全協の時にそういうことで話がありますのでよろしくお祈いしますと、お祈いをしたのです。そういう経過で、どうしても壊してまでというのが本当は抵抗があったんですけども、国土交通省の事業でもありますし、今まで 16 年間、一步でも移転はしないという強い決意があったパーマ屋さんでしたので、私も最初に話に行った時には、移転してくださいとは一切言いませんでした。今までの町との対応のまずいところの指摘がありました。パーマ屋さんの方から逆に私の方に、移転をしたいのでどこか良い所を探してくれないかと言われたんです。そういう経過でなっておりますので、是非、ここは町の将来的な、今すぐはできませんけども、何年後にできるかわかりませんが、是非、こういう活性化でございますので、婦人の家も 10 年を残してという大変厳しいものですが、そういう選択をせざるを得なかったというのが事実でございます。

接道部分は国道に面していますので、全く問題ございません。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

この本施設の用途を廃止する必要が生じたため、このような使用条例を廃止する条例という議案なんです、関連して 2 点伺います。

まず、ここに傘の持ち手部分のような図がありますね、この付近の台形の土地というのは、おそらく株式会社何とかさんという土地のものだと私は認識しております。これは、こういうふうな整備になると町が買うのですか。それとも国交省が買うのですか。そして、それとも寄附されるのですか。その辺のところを確認したいと思います。

もう 1 点は、今の婦人の家、現商工会が入っているところの使用を廃止すると議会が認めれば、そこは使えなくなってしまう。そういうことなんです、極端に言うと。そういうことであれば、東彼杵町が発展しない最大の理由というのが、ここに秘めているんですよ、実は。目抜き通りに商店がないということが東彼杵町の一番ネックなんです、目抜き通りに。本当に、町長がその気になっていただければ、ここに商店を並べるべきなんです。だから、東彼杵町は通るだけの町になってしまうというのが、今現状になっているんです。ここまでやるのであれば、ここに商店街をどうぞと、ここに持ってこさせるんです。そういった気持ちを将来計画でお持ちではないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず 1 点目の、これは車の軌跡です。タイヤの跡を。

○——△——

その先です。

○町長（渡邊悟君）

だから、その土地は、元片淵歯科の用地です。借地でされておりました。そこです。全て買収は、国交省が行います。町は一切出しません。

町がしなければならないのは、代替地をやりますので、お金が入りますので、お金をもらうだけするのか、あるいはそれを持ってどこかを求めるのかという税政上のあれがありますので、どこか別の所を買おうとすれば三者契約から別途二社契約となりますので、全て買収は国交省でやります。名義も国交省になります。

また、トイレの管理とかありますが、町有地ですので、お金は町がもらわなければならないんです。例えば町道が全部入っています。この辺の代金とかは直接入りますけども、それ以外はどういうふうに操作をするのか。事務局の方で相殺をしながら進めていくのかどうかわかりませんが、今から細部にわたって行います。

このゾーンが商店にした方が良いのではという意見が出ています。ここは、シビックゾーンといまして、官公庁です、どちらかという。役場とか郵便局とか、そういうシビックゾーンという都市計画の設定がございますので、店舗は入れていなかったと思います。

そこら辺で、いろんな意見等が商工会からもあって、どうしてもここを使うようになれば、今おっしゃったように、東彼杵町の活性化というのは、インターから彼杵中学校付近までが一番店舗あたり作るのはいかならないというような、いろんなリサーチもあっています。それはそういう考え方があれば、今後変えていく必要があると思います。そうしないと、人口減で待たなすことができますので、どうするかということです。だから、それは町民の方の理解、また、町の財産を求めながら活性化を図っていくということを考えていかなければならないかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

傘マークみたいな土地の件についても一回確認をします。この台形みたいな土地、仕切ったような形になっています。入口が制限された所なんです、ここは。おそらく株式会社何とかさんという所の所有の土地ではないのか思うのですが、借地なんですか。

○——△——

——△——△——

○8番（森敏則君）

借地であれば賃貸借の問題ですからそれはそれでも、皆さんがそうおっしゃるのであれば信用しておきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、仮に譲渡があったとすれば、町が個人の土地を勝手に使うこととなりますから、道の駅で使いますので、その話があるかと思えます。今、課長の話でいけば、この方も同じ名前の方でな

っていますので、名義変更はなっていないだろうとっております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

そういうことであれば結構です。私が勘違いをしていたかも知れません。

2 点目のところなんです、東彼杵町が活性化しない、商店街が目抜き通りにならないことがネックだと私が先ほど言いました。実は、これが、町のイメージが、元気な町、元気でない町という評価になるような、一番メインの所が、官公庁の建物がずらりと並んだら、町は、特に通行する町外の方々は、東彼杵町はいつ通ったのかというぐらいしか頭にはないと思います。今栄えている町というのは、やはり目抜き通りに商店街が並んで、それぞれ大型スーパー、中型スーパーがくっついてきて、遊戯施設のパチンコ屋さんとかいろんな部分が総合的に入ってきて、やっこの町に住もうかということになると、人が来るんですよ。そういったまちづくりを私だったらするんですけど、町長はここの一画だけということなんです、将来的にここは商業地ということで確約という形の中でするのであれば、私は、この廃止条例については賛成しますが、そういった条件がなければ、あまりもろ手を挙げて、ここ一画だけということになりますと、先ほど言いますように、あとで邪魔になるような状況が出てくる可能性だってあるんです。その辺のところをもう少し慎重に。今、とり急いでやっつけようなんですけど、ずっと 10 年先、20 年先のところをもう少し考えてしないと、今はこれでいいかもしれませぬ。今はこれでいいかもしれませぬけど、私どもだったらこういうことはしません。是非、この辺のところは、将来の町の展開を頭の中に入れた構想の中で、開発ということをやっていただきたいという希望を持っています。町長どうですか

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員がおっしゃるような確約はできません。私も来年の 5 月までの任期ですので、そういうことはできません。引継書に書くというわけにはいきませぬので。これは、都市計画で、町民の皆さんが合意して、何年前か都市計画が指定された時は、30 年近く前でしょうか。平成 5 年ぐらいか、25 年ぐらい前に都市計画でシビックゾーンという制定をされております。今、私に変えるということはできません。郵便局も入っています、総合会館もあります。道の駅は、シビックゾーンと言いながら民間ベースですので、店舗と変わりませぬ。だから、これはこれとして理解していただいて、そしてそこに 16 年間、どうしても移転してもらえなかつた住民の方が、町の活性化のために、なんとかするから良い所に移転をさせてくださいと、自分の意見も聞いてくださいということで、お互いに合意形成ができたものですから、この前もお願いをして、これは町の 5~6 年の問題ではなくて、長期にわたって効果があると思っております。活性化になると思っております。ですから、ここの背後地に 90 台ぐらいの駐車場が出来上がります。そうしますと、非常に町のイメージが上がっていきますので、私は活性化になるかと思っております。そうすれば、背後地の利活用もできますので、商工会の意見を聞いて、商工会もこの辺りに店を作るといふ意気込みでやってもらえれば、全く問題ないんですが、今のところ、商工会もそういう意気込みがありません。

旧長崎街道の活性化も言っていますけれども、なかなか良い協力が得られておりませぬ。これは

私が就任当時から話をしていますが、なかなか商工会との会議を、計画などをしますけど、良いものが挙がってきません。今言われるとおり、私も企業誘致の中で聞いたりサーチでは、先ほど繰り返しになりますけど、インターから彼杵中学校付近までが一番店舗には向いているということは十分承知していますので、議員の皆様もご理解いただいて、そういう発想があれば議員の皆様で発言をされて、町民の理解を得ながら、そういうショッピングゾーンとかも可能ではないかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

町長にお尋ねします。一切こちらからは移転の話をしなかった、向こうの希望どおり国道沿線。しかし、一度ぐらい若松屋の前に町有地もありますので、住宅街でもあるし、その辺で一度ぐらい町長としていかがでしょうかとかという話をされるつもりはありませんでしたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

説明不足ですが、私は最初から移転してくださいではなく今までの経過を話に行って、どう出られるかなと思って、課長からは行っても一緒、行かないでと助言もあっていただけです。行って話をしていたら、向こうからどうせ移転をしなければならぬから協力をしたいと話がありました。そうしますと、どこか町有地を探さないといけませんから、今議員がおっしゃった所や警察署の跡地やいろんな所を、例えば、江頭から下りて来まして、ローソンの前から下る所があります。そこに移転はできませんかと。我々も最初は考えませんでした。ところが、先ほども言いますように、高齢で少し病気がちで、全く隣保班が違う所には行きたくないのでも近くにならぬかと言われたものですから、先ほど言いました郵便局の横、4分団の詰所の横、泉屋の横、公民館から入った所、商工会は入れておりません。商工会の横辺りも入れまして話をしていたら、やはり近い所が良いということで、警察署跡地や住宅地も言いましたけれど、どうしても国道沿いが良いということでした。そういう条件があったものですから、やむなくこの商工会跡地に移転せざるを得なくなった結果になったわけです。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

よろしいですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第73号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

反対という意見がありますので、付託に対しまして反対者の討論を許可します。8番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

この条例を廃止する条例について反対の意見を述べさせていただきます。

先ほどから言いますように、この議案をこのまま委員会付託をしないでこのまま採決というような方向に向いますと、決まってしまうんですね。したがって、私は、一旦、総務厚生常任委員会で委員会付託をしていただいて、審議をする時間をもらえないかなと思っているところでございます。そういった理由で反対ということで述べさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

次に、賛成者の討論を許可します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

それでは、ただいまの反対意見につきまして、賛成者の起立を求めます。付託するというところで起立を求めます。

（付託するというところに賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。

したがって、議案第 73 号は、産業建設文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 8 議案第 74 号 佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る
連携協約の締結に関する協議について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 8、議案第 74 号佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 74 号佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてでございます。提案の理由が、佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結につき佐世保市と協議することに関し、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、まちづくり課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

議案第 74 号につきまして町長に代わり補足説明を加えます。

連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく中核都市、佐世保市を中心都市とする 5 市 7 町で構成する西九州させば広域都市圏協議会において、広域都市圏連携構想及び連携事業等の協議を進めてまいりました。協議の結果、全体の連携事業総数 45 事業のうち、東彼杵町では、佐世保市との連携事業を 24 事業とすることと計画しております。また、佐世保市との連携中枢都市圏形成に係る連携

事業の実施に向けては、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により、佐世保市との連携協約を締結する必要がありますが、その連携協約の内容については、議案の別紙になります連携協約書のとおり連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担等を定める必要があります。なお、その前段におきましては、佐世保市との連携協定に向けては、佐世保市との協議について地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を得る必要があります。

つきましては、協約の内容について説明をいたします。議案添付の別紙をお開きください。

前文においては、佐世保市を甲、東彼杵町を乙として、連携協約の締結に係る連携中枢都市圏構想推進要綱並びに地方自治法の規定に基づく趣意説明書きとなります。

次に、第 1 条において連携の目的を定めております。この連携中枢都市圏構想に掲げる圏域をコンパクト化とネットワーク化することによって、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、そして圏域全体の生活関連サービスの向上に取り組み、どのような圏域を形成するかの目標について記載しております。

第 2 条では、基本方針として、第 1 条の目的達成に向けた総合連携による取組方針を定めております。

第 3 条におきましては、連携する取組及び役割分担を定めておりますが、その内容は別表にて整理をしています。その別表は 2 ページ目になります。

別表第 3 条関係として、各取組項目ごとに施策、分野、取組内容、そして市町村の役割として、甲が佐世保市で、乙が東彼杵町で、整理をしています。

なお、議案の参考資料としまして、別添で連携事業の整理一覧表を添付しておりますので、併せてご参照いただきたいと思っております。

また、先に市町村の役割について説明いたします。市町村の役割の項目の欄について説明いたします。甲が佐世保市になりますが、佐世保市が事業の取り組みを、それぞれの役割の文末ですけども、推進するというような形になります。それぞれ事業の項目について推進するという形になります。乙であります東彼杵町は、それぞれの事業の取り組みについて、佐世保市と協力して取り組む、又は、甲の取り組みに対して協力するといった形での役割分担の整理となっています。

1 の圏域全体の経済成長のけん引に関する取り組みで、施策分野の (1) 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成については、連携事業が、添付議案資料の整理一覧表での創業支援の連携となります。別添の資料ですが、表の見方を説明いたします。

一番右の欄はそれぞれ連携をいたします市町があります。4 番目に東彼杵町がございまして、その縦に見ていただきまして、●印が連携をする事業でございまして、それぞれ東彼杵町については太枠で囲んでおります。このように、表の本町が位置する所は●印となります。表の一番左に戻っていただきまして、連携事業名がございまして、事業概要、事業効果という形で整理をいたしております。

続いて、施策分野の (2) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大についての連携事業におきましては、事業整理一覧表の 3 番目になります道の駅広域連携と 4 番目の郷土物産展の開催となります。

続いて、施策分野 (3) 戦略的な観光施策についての連携事業は、重点事業で 5 番の広域連携に

よる周遊観光の推進であります。なお、重点事業とは、高い連携効果が見込まれ、佐世保市が重点的に予算を配分し、取り組みたいとする事業を意味しております。

以上のように、以下3ページになりますが、高次の都市機能の集積・強化に関する取り組み、並びに4ページ以降になります3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みにつきましても、添付いたしております連携事業の整理一覧表と対比させてご確認をいただければと思います。

別表1ページに戻ってください。続いて第4条では、費用分担について定めております。甲乙が協議して定めるとしてしております。

第5条では、協議として連携協約の推進に関し、相互の連絡調整を図るため、毎年度協議を開催すると定めております。

第6条においては、変更及び廃止の手続きにつきまして、地方自治法第252条の2第4項に基づき、その都度、事前に議会の議決を得ることを規定しています。

なお、附則におきまして、この協約は平成31年4月1日から施行といたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それではこれから、質疑を行います。6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

町長に確認です。昨年この話が出た時に、一番のメリットは1500万円の特別交付税の措置がありますということと言われました、一番最初に。手元の総務省が出している財政措置の文章を見ていたら、1500万円を上限にと書いてあるんですよ。ですので、一律なのか、連携する件数によるのか、そこを再度確認します。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

この費用の財源措置ですが、本町に関しては特別交付税での措置ということになります。議員ご指摘のように上限が設けてられておりまして、9月の全協の折、説明をしていますが、今現在、それぞれに係る費用が対象ということになります。9月の全協で説明しましたように、現在の計画としましては。

○——△——

——△——△——

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

MAXです。上限という形になって、それを超えた場合。

○——△——

——△——△——

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

一自治体において、本町においては一自治体において 1500 万円が上限でございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

一回目と同じ質問になりますが、一律なのかを聞いているのですが、各町が一律もらえるのか。

町長は一番最初に言われた時は、言われたんですよ、1500 万円の特別交付税があります、それがメリットですと。ですから、1500 万円は本当にあるのですか。例えば、一つしか連携しなくても 1500 万円なのですか。全部連携したら 1500 万円なのですかと、そういうことを聞いています。一律なのか違うのか。だったら、追加して欲しいです、いくらなのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

連携する事業、今申しましたとおり、本町では 24 事業の連携です。この全体での上限が 1500 万円ということでございます。

そのうちの費用分だけが措置されるということでございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

であれば、町長が言われたメリットが、交付税が 1500 万円がもらえますよというのは、別にもらえるような話をされたんです、確か。費用に対してという話ではなくて。ですから、連携をした方が良いというようなことをされたものですから、確認です。掛かった費用分が特別交付税で賄われるというだけで、職員さんの仕事が増えますよという形になって、特別、別に交付税がくるわけではないということよろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

たぶん、最初のうちは特別交付税が措置されます、佐世保市が窓口ですと。そこでしないと損をするということで説明したと思います。1500 万円は、図式ではそうになっています、1500 万円あげますということで。何をするかは、連携協議会が何もしていませんのでわかりませんでした。そこで課長が説明しました一事業ではなくて全体で 1500 万円、毎年かなと思います。そういうものがくると思います。今から協約をして総務省の方に特別交付税の措置のお願いをしますので、今から具体的になっていくかと思います。あまり、極端なメリットはございません。佐世保市がメリットは受けるだけです。どちらかと言えば、広域市町村連携、合併をさせようと。合併ではないですけ

ど、そういう意味になっているんです。だから、それは深入りはできません。佐世保市との連携するのは45のうち半分しかないですから、あまりメリットはないです。だから、その位の額かなと思っています。後で振り返ってその時説明しようと思います。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（後城一雄君）

昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後0時12分）

再開（午後1時13分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に入ります前にお知らせします。

健康ほけん課長が、国の会計検査のため、午後から欠席いたしております。また、午後2時15分から町長が会計検査員と面会のため中座されますので、その間暫時休憩とさせていただきます。

それでは、午前中に引き続き議案第74号の質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

お手元に連携中枢都市圏の関係資料の準備をさせていただきました。この表の3番目になりますけども、国の財政措置の概要ということで、①連携市町の取組に関する包括的財政支援ということで、連携市町におきましては、その連携事業に関わる事務的な費用ということでの内容について、特別交付税での1500万円を上限ということで、あくまでも各事業ごとに掛かった費用の積み上げが、この1500万円以内ということでの措置がなされます。

以下②③④⑤、また、4各府省による支援措置ということに関しましては、各連携事業が更に具体化して何かを行うという場合には、それぞれのものを活用していくという仕組みになっています。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

この連携中核都市ですけども、このこと自体はそれなりの効果があるものという受け止め方をしています。長崎県におきましては、概念ですけども、県北、県央、県南という見分け方をする既成概念がありますけど、そこで、本町に関しましては、町長ご自身は県北と捉えていらっしゃるのか、県央と捉えていらっしゃるのか。

もうひとつは、県央、県南において、このような中核都市に関わる協議など話はないの

か伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

県北、県央、県南とありますが、確かに行政は、県北と県央に入っています。あるものは県北、あるものは県央と入っています。それはそれとして、今回の連携中枢都市圏の協約を見ましても、佐世保とは生活圏がほとんど違います。消防など今ある既存のものは連携していますので問題ないですが、生活圏がどちらかといえば大村の方です。私は、県央の方でこういう連携中枢ができないかということで、大村市長にも話をしたことがあります。川棚や波佐見が乗っかってくるかといえば、いろいろ考えがあるでしょうけども。やはりその辺が、いろんなやり方では大村が栄えてもらって東彼杵町の方に住宅地をやるとか。そういう連携などができないかなと思っております。市長には直接言いましたけれど、市長はまだよくわからなかったですから、副市長にも話はしています。1年、もっと前ぐらいから、これがある前から言いだしています。

そういうことで、考え方はやはり県央で、諫早とか、諫早も農協が県央農協で合併していますので、諫早、大村、東彼の三つが連携するのが一番理想ではないかなと考えています。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

おっしゃるとおりなんです。私も個人的でいけば、生活圏は県央かなという気がします。これを見ていきますと、市町の役割ということで甲と乙がありますが、乙は甲と協力して取り組む。中心の佐世保はこれの組織を推進すると、東彼杵町はそれに協力すると、全てがそうになっています。別表の3条、全てにおいてイニシアチブは佐世保がとると受け止められると思います。そうすると、必然的に上下関係ができてしまっている気がします。そうしますと、将来的に県央、県南でこういう構想に関わる協議が起きた時に、既に県北の方に入ってしまうと、東彼杵町はそっちに入れるものではないということになりますよね。

ですから、このこと自体は悪いものではないと思っています。ただ、やはり入る前にもう一度県央地区、大村や諫早にこういう動きがあるのかないのか。もし、これがこのまま進んでいけば、先ほどの町長の話でいけば、市町村合併になんら関わるものではないという含みの話でしたので、そこはないのかという気がしますけど、これがこのまま進めば、やはり若干の危惧が懸念されますので、できれば締結の前に、もう一度県央の動き等を確認された方が良いのではという思いで聞いています。よろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

佐世保市と連携できるということは、全部で45か所、45のうち24しか連携ができないということです。ほとんどないということです。だから、もっと違う角度で連携できれば良いんですけど。嬉野市や武雄市も脱退しました。全体的な話ですけども、例えば、今、全国的にこの中枢連携都市が不具合が出ています、全国的に。それで、これではいけないということで組み替えをしよう

という動きもあります。ですから、これに固執することはないと思います。いつでも脱退できます。全く問題はないです。脱退できるとなっていますので、問題はないです。

上手い具合にしているのは、長崎の中核都市です。長崎、時津、長与はばっちりしています。これは全てゴミ処理から何から全部一緒にやっていますので、こういう所はいいわけです。東彼杵町は東彼3町でしているので、そういうことは連携する必要はないわけです。川棚や波佐見は少し温度差がありますので、波佐見町は佐世保市と観光面では連携しようとしています。本町では特に影響はありません。だから、特産品なども連携していません。佐世保のお茶と東彼杵町のお茶を一緒にすると力加減で変はことになりますので、独自で良いわけです。

だから、これは必要最小限を連携協定をした。いつでも脱退できるということをはっきり明言します。議員さんも大村などと話ができれば、そういう連携ができないか、農協などは全部やっているわけですから、向こうと。だから、その辺で大村が栄えていきます。10万人とはなりませんけども、大村ぐらいが今増加です。そういう町と何か良い連携ができないかを模索する必要があるかと思えます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

一番聞きたいことは、4条と6条を心配しているんですが、町長が今、いつでも脱退できるという話をされましたが、それはどこに書いてあるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

連携はいつでも変更し、廃止しよう。これは議会にかけていけばいいわけです。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それはわかりますが、例えば、24項目のうち、これは実際やってみないとわかりませんから。佐世保市に最初の話とは違いますねということは絶対でできますから。絶対でできますよ、費用負担とかなんとかで。その場合に、この6条を読むと、それぞれの議会に可決。例えば1番目の項目で、東彼杵町はやって抜きたいと言って東彼杵町議会で議決をします、抜けてくださいと。そうしたら、佐世保市の議会が、それは抜けては駄目だと佐世保市の議会が脱退させないとなったら、この6条はどういうふうに解釈すればいいのですか。これを見たら、双方の議会の議決がないと変更、脱退できないような文面になっていると思うんですよ。これは一番大事なところだと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

協議によるものということで、佐世保市と東彼杵町が協議をするわけで、その場合において廃止するのか変更するのかという時の議決は、議会にかけないといけないということなので、うちがかければいいのではないですか。そう解釈します。一方がいやと言えれば終わりでしょうから。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

暫時休憩させてください。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 24 分）

再 開（午後 1 時 27 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

この一覧表の重点事業というのは、佐世保市が中心になってされるのですね。この戦略的な観光の施策、都市機能の集積・強化は、全部、東彼杵町も連携しますと書いてあるが、何のためにするのですか。なぜ連携をしなければいけないのですか。クルーズ船の入港体制整備、名切地区の再整備、俵ヶ浦半島の開発。どこですか俵ヶ浦半島とはと言うぐらい、大分遠いでしょう。始めからこのようなものは、抜けていた方がいいのではないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

この重点事業におきましては、まず、佐世保市が重点的に行うという事業の位置付けで、先ほど説明をしましたように、この事業をあたるにあたって連携する市町は、全てが関係を位置付けとして置いてくださいと。ただ、あくまでも佐世保市の重点的な事業ですので、この連携中枢事業を実行するにあたってそのような位置付け、佐世保を重点としたものには、特に高次の都市機能の集積・強化は、全連携市町を含めて取り組んでいただきたいという中で、こういうふうな形になっています。あくまでも直接的な町としての関与はありませんけども、あくまでも佐世保市が重点的に事業を行う中で、優先的に財政措置を講じるためのひとつの仕組みとしての位置付けでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

これだけの参加の連携市町が全部賛成しないと、2 番目の高次の都市機能の集積・強化はできないという意向の下に、これを全部されたということですか。それはある目的があつてされているの

でしょうけど、それは何ですか。佐世保市が目指すものは。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

重点事業ですので、中枢都市の重点事業は、たぶん、全市町が同意をしてくださいとなっていると思います。それで皆で支援しましょうという中枢都市圏の基本構想がそうになっていると思います。そこに集中しようということで。そこを中心に、佐世保市の20万人以上の人口の都市を中心に、発展的に開発をして、周辺の市町村の経済を潤そうということです。それは重点ですから、協力をしてくださいとなっています。これに対して、町の負担があるかといえば、負担はしません。負担はしませんから。そういう事業の趣旨で、同意をしてくださいということでやっていると思います。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

私は聞きたかったのは、佐世保市が誘致をしようとしている事業があるために、こういうことをしてくださいという趣旨のことで、こんな形になったのかなと思ってお尋ねしました。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ここの重点ではなくて、総合型リゾートでIRが挙がっていますので、それにはこれは直接関係ないと思います。

○議長（後城一雄君）

他に。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

町長の先ほどの答弁を確認します。広域圏にあたっての町長の見解としては、生活圏は大村、理想的には県央が望ましい。更には、特別なメリットはない。そして、いつでも退会は可能であるということと並べたてられましたが、先ほど、吉永議員から②の重点事項として、農水産物等特産品販路拡大ということには、東彼杵町は入っておりません。特に、今回お茶のこういった受賞に伴って、これは佐世保市と連携を組まないというような形成を作っておられると思うのですが、その理由は何ですか。世知原茶の関係もあつての話なんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど申しましたとおり、系統というのは、JA県央でやっていますので、農産物は、佐世保のJA西海とは全く違いますので、出したって戦うだけです。県央がやっていますから、それをこっちに無理やりということはできません。それはお茶だけに限らず、そういう判断をしています。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

だったら、別に西九州させば広域都市圏に入らなくても、県央でいずれこういった話が出てくる時に、広域圏の組織に入ってしまうえばいつでも抜けられるという形をおっしゃいましたが、事業が始まった以上は簡単に抜けられるという状況にはならないと思うんですよ。そういうことを想定すると。そうした場合、我々の生活圏である県央、そういった所が望ましいと私は判断しますが。そういった意味でいろんなところに、入らなくてはならないものには入ってなくて、入らなくていいようなところには入ってみたり、我々がもっと理解できるような、同僚議員が指摘をされましたが、そういったことが我々にとっては理解ができない部分が多すぎます。したがって、これについては慎重な対応が望ましいのではないかと思います、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議会で駄目となればできませんので、今おっしゃった、どこが洩れているのか、これはやめた方が良くというご意見があったら、是非、お聞かせ願いたいと思っております。一応これは議会の方にもお見せしたんですけど、なかなか具体的には判断の機会がなかったと思います。それは我々の方としても、どうしてもできないとなればそういう協約はできないわけですから、その旨理由をつけて佐世保市にはやるしかないかなと考えています。どこが良いか悪いか教えていただければ。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

第 6 条の、自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定は、公益上必要がある場合に、県知事が関係する市町村に対して協議会を設けることができると、勧告することができるとなっています。県知事が勧告できるということは、協議会をしたらどうかということで、勧告ができるのですから、脱退となった時に県の協議とかは必要ではないのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が会議の中で聞いた範囲では、いつでも脱退、入会できますということをおっしゃいました。それはやはり自由にできるのかなと。ただし、国は、総務省は、佐世保市を拠点としてそこに交付税をやるから、損したら駄目ですよということですので、もらわれる分は、入っていた方が良いでしょうということで今回入っています。必要がないものは別箇あげて行って、大村、県央で、20 万人以上ないといけません、10 万人でも良いような話を、規模は違いますが、10 万人でもできるようなこともありますので、大村市などとも連携をしながら、そういう中枢都市を立ち上げた方がもっと実のあるものができるのではないかと思います。

これは佐世保市も広域消防などお世話になっていますので、東彼杵町だけが外れるというわけにはいきません。必要最小限はお互い佐世保市にもお世話になっていますので、佐世保市の発展にも協力をするべきかなと思っております。もちろん東彼杵町が第一ですので、嫌なものは嫌とはっきり明言して、この丸がどうしてもできないとなれば、議決になるかと思っております。

○議長（後城一雄君）

質疑はよろしいですか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 74 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議ありということでございますので、付託するということに対して賛成者の起立を求めます。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 39 分）

再 開（午後 1 時 40 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいまの 74 号に対して、付託に対する賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

ただいまの 74 号に対して付託をするということで決定をいたしました。総務厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第 9 議案第 75 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画 について（一ツ石辺地）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 9、議案第 75 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 75 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）でございます。提案の理由は、平成 31 年度の中学校統合に伴い、辺地地区内生徒の通学を容易にするためのスクールバス購入事業を実施し、通学の利便性と安全確保を図るためでございます。

詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

それでは、町長に代わり説明を加えます。まず、この議案は、中学校統合に伴うスクールバス購入費を一般会計補正予算（第6号）として9月14日に議決いただいた後、10月24日付で辺地に係る公共的施設の総合整備計画について長崎県に協議を行いましたところ、11月9日付で異議がない旨の回答がありましたので、この辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、整備計画（案）について説明いたします。議案書2ページをお開きください。

今回、新たに公共的施設の整備を行う辺地は一つ石辺地、人口83人、面積3.5k㎡、地域の中心地は一つ石郷1,906番地、辺地度点数105点となっています。

整備を必要とする事情は、来年4月1日の中学校統合に伴い、辺地地区内生徒の通学を容易にするための自動車1台を購入するスクールバス購入事業で、先ほど申し上げました法律の第2条第2項第3号に該当する事業となっています。

整備期間は、現在のところ外に計画はございませんが、新規期間の計画のため、平成30年度から平成34年度までの5年間といたしております。

事業費につきましては、総額で687万4000円。財源としまして特定財源、国庫補助金307万円、一般財源380万4000円。一般財源のうち、起債対象外となる経費を除きました350万円を予定額としております。

3ページをお開きください。辺地度点数を算定するための地域の中心の位置及び各公共施設等の場所を記した地図となります。詳しい内容の説明は省略させていただきます。以上、補足説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

この辺地の特別措置を利用してバスを購入しようということなんですが、これまでも何回も一つ石辺地事業で、数回にこういったことがあったのではないかと、私の記憶違いかもしれませんが、果たして、前にも一回こういったことをして、またこういったことをすることが許されるのかと心配していますが、大丈夫ですか。確認をさせてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

辺地地区というのは5地区あります。一つ石、遠目、中岳、蕪、太ノ浦と5地区ありますので、それぞれの地区で辺地計画を立てて、国から100%に近い補助金をもらいます。有利でございます。一つ石地区は初めてです。前は蕪地区で購入ということをお願いをいたしました。スクールバスを蕪地区で買って、一つ石はまだ一回もありませんので、今回スクールバスを購入ということ。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

それではこれで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 75 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 75 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 76 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 10、議案第 76 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 76 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4036 万 9000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 49 億 6750 万円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、今回の補正の主なものは、歳出におきましては、民生費に障害者医療（更生医療）給付費、老人保護措置費（養護）委託料など 443 万 5000 円、衛生費に浄化槽設置整備事業補助金など 1159 万 9000 円、農林水産業費に法音寺農村公園フェンス取替工事、農業・漁業集落排水事業特別会計繰出金、東彼杵漁港里地区物揚場エプロン舗装補修工事など 408 万 4000 円、教育費に井水加圧給水ポンプ及び湧水ポンプ取替工事、文化ホール階段室破損ガラス復旧、中学校統合に伴う経費など 1691 万 5000 円、災害復旧費に公共土木施設災害復旧工事費など 414 万 2000 円、更に職員の人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与改定の所要額も併せて計上いたしております。

財源といたしましては、特定財源として、国庫支出金 1116 万 1000 円、繰入金△232 万 8000 円、町債 410 万円など計上いたしております。一般財源といたしまして、町税 1216 万 8000 円、地方交付税 1407 万 9000 円などを追加計上いたしております。

詳細につきましては、財政管財課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして説明を加えます。それでは21ページをお願いします。

3歳出、1款1項1目議会費2節給料1万円及び3節職員手当等17万3000円の追加は、いずれも人事院勧告に基づく給与改定に伴う追加となっております。なお、以後、歳出予算中、2節給与、3節職員手当等、4節共済費の補正予算のほとんどが人事院勧告及び人事異動に伴う補正となっておりますので、説明を省略させていただきます。

22ページをお願いします。2款1項1目一般管理費8節報償費は、全職員対象の人材育成研修実施に係る講師謝礼10万円を新たに計上しております。3目財政管理費7節、臨時雇賃金24万8000円の減額は、当初、ふるさと納税に係るワンストップ特例税申告書発送事務の補助として臨時雇用を予定しておりましたが、事務委託を行いましたので皆減といたしております。

13節、ふるさと納税事務代行業務委託料274万2000円の追加は、新たな業者へ事務委託を行う際、まず、現予算で対応することとしておりましたが、年度末までに不足が生じる見込みのため追加しております。

9目電子計算費13節委託料は、中学校統合に伴う校名変更に対応するため、総合行政システム改修業務委託料16万9000円を追加しております。

10目地域づくり推進事業費13節、学校跡地活用構想委託は、統合によって生じた学校跡地の有効活用の検討を専門業者に委託するため162万円を計上しております。19節、持家奨励補助金は、建築確認申請での確認により、今後11件の申請が見込まれます。160万円を追加いたしております。

飛びまして24ページ、2款2項2目賦課徴収費13節、国土調査地籍図修正業務委託52万6000円は、三根郷地内宅地の一部に払い下げられた里道が、地籍調査の際、誤って記載されていたので、専門の業者に委託し、修正を行うものです。

飛びまして27ページをお願いします。3款1項2目老人福祉費13節、老人保護措置費（養護）委託料追加は、3名を年度中途に追加措置したことにより、284万2000円の追加。

3目障害福祉費20節扶助費は、人工透析者1名が9月から生活保護が開始されたことに伴い、10月分の医療費から全額扶助する必要が生じたので、障害者医療給付費を160万4000円追加しております。

4目福祉センター費13節、施設定期調査報告書作成業務委託料追加は、建築基準法の改正によって防火設備についての報告書作成が義務付けられました。委託料13万3000円を追加するものです。なお、保健センター、教育センター及び文化ホールについても同様の理由によりまして委託料を追加しておりますので、以後、説明を省略させていただきます。

飛びまして30ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費1節報酬は、2歳児の唾液による虫菌リスクチェック導入により、今後の医師報酬に不足が見込まれるため、各種健診医師報酬1万3000円の追加となっております。20節扶助費は、未熟児の入院長期化に伴いまして、未

熟児養育医療給付費を 30 万円追加しております。

3 項 1 目公害対策費 19 節、浄化槽設置整備事業補助金は、7 人槽で 10 基、11 人槽で 1 基、50 人槽で 1 基の増がっております。また、10 人槽で 3 基の減となっております。当初計画より見込まれるため 1082 万 2000 円を追加しております。

32 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目農業委員会費 8 節、農業委員候補者評価委員出務謝礼は、平成 31 年 6 月 14 日に任期満了となる農業委員の選任について、本年度中に町長が設置する評価委員会に諮問する必要があるため、委員 6 名中、謝金対象者 4 名の 2 回分、4 万円を追加いたしております。

12 節、通信運搬費は、農地利用最適化アンケートを急遽行う必要が生じたので、郵券代 15 万 7000 円を追加いたしております。

3 目農業振興費 13 節委託料は、重点道の駅用地として提供される民地の代替地として、農村婦人の家敷地を払い下げる必要が生じたため、農村婦人の家解体設計業務委託 90 万円を計上しております。19 節、機構集積協力金は、農地中間管理機構を通じて、農地集積を行った農家に対する経営転換協力金 18 万 6000 円を計上いたしております。

未来を創る園芸産地支援事業費補助金 203 万 6000 円の減額は、いちご部会の長寿命化事業に対する補助を予定しておりましたが、交付要綱が変更となり事業対象外となりましたので、皆減いたしております。

そのぎ茶振興協議会地域ブランド確立支援事業補助金は、そのぎ茶の商標権取得のための経費 20 万円を協議会に補助するものです。

青年就農給付金減は、継続者 1 名の減及び新規就農者がなかったため、不用額 300 万円の減額となっております。

被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金は、農業用ハウスの台風 7 号被害に係る修繕費として、被災農家 6 戸に対し、総事業費の 65%以内、197 万 1000 円の補助金を計上しております。

4 目土地改良事業費 15 節工事請負費 300 万円は、経年劣化が著しい法音寺農村公園フェンス 97 mの取替工事費を計上いたしております。

6 目農業集落排水施設整備費は、農業集落排水事業の費用対効果分析の費用及び西部地区農業集落排水ポンプ取替工事費として、合計で 107 万 2000 円を農業集落排水事業特別会計へ繰り出すものです。

34 ページ、3 項 2 目漁港管理費 15 節、120 万円の追加は、漁港里地区の物揚場エプロンと護岸とに数センチの段差が自然沈下により発生し、危険であるため、段差改修工事を施工するものです。

28 節繰出金は、音琴地区中継ポンプ取替工事費の一部として、77 万 1000 円を漁業集落排水事業特別会計へ繰り出すものです。

飛びまして 37 ページをお願いします。8 款 5 項 2 目公共下水道費 28 節繰出金は、給与改定等による人件費、処理場圧力水給水ポンプ取替修繕費などの財源として、204 万 3000 円を公共下水道事業特別会計へ繰り出すものです。

飛びまして 40 ページをお願いします。10 款 2 項小学校費 1 目 12 節、彼杵小学校スクールバス臨時運行手数料追加は、中学校統合に伴い、学校説明会への移送のため運転手数料 20 万円を追加いたしております。

3 項中学校費 1 目 13 節、(仮称) の削除をお願いします。

東彼杵中学校開校記念植樹業務委託は、開校記念として現在の彼杵中学校中庭に記念植樹を実施する委託料 30 万円を計上いたしております。18 節の財源更正は、補正第 6 号において、スクールバス購入費 2361 万円を可決いただいております。その際、全額を教育文化施設整備基金よりの特定財源としておりましたが、今回、へき地児童生徒援助費等国庫補助金 779 万円の交付決定があり、また、先ほどもつ石辺地の事業計画をご承認いただきましたので、公債費として 350 万円を財源として計上し、教育文化施設整備基金を 1129 万円減額する財源更正を行っております。

42 ページをお願いします。5 項 1 目社会教育総務費 13 節委託料は、農村婦人の家跡地を払い下げる際の土地分筆業務委託 45 万円を計上しております。

2 目 11 節需用費及び 15 節工事請負費は、いずれも経年劣化により機器及び設備の取替が必要となっております。自動火災報知設備副受信機取替 61 万 1000 円、井水加圧給水ポンプ及び湧水ポンプ取替工事 203 万 1000 円を新たに計上しております。

44 ページ、6 項 1 目保健体育総務費 13 節、お茶畑ロードレース大会運営委託料追加は、参加者の増が 300 人ほど見込まれております。運営委託料を 13 万 7000 円追加いたしております。同目の財源更正は、参加者の増に伴いまして、特定財源となる参加費が 35 万円増加する見込みでございます。一般財源を 21 万 3000 円減額する財源更正を併せて行っております。

7 項 1 目学校給食共同調理場費 11 節、消耗品費は、どんぶり 500 個の購入費 60 万円の追加です。15 節、給食センタートイレ改修工事は、男子 1 か所、女子 2 か所の洋式化工事費として 250 万円を追加しております。

46 ページ、11 款 2 項 2 目 30 年公共土木施設災害復旧事業費 15 節工事請負費は、河川 7 か所及び道路 2 か所の実施設計による追加並びに河川 3 か所の復旧工事に係る汚濁防止フェンス設置費用の追加により、合わせて 366 万 9000 円の追加となっております。22 節補償補填及び賠償金は、口木田川災害復旧箇所の電柱等移転補償費として 47 万 3000 円を追加いたしております。

戻っていただいて 9 ページ、2 歳入 1 款 1 項町民税及び 10 ページ 2 項固定資産税は、いずれも年度末までの収納実績を見込み、町民税は 1 節現年度課税分を 294 万 9000 円、固定資産税も 1 節現年課税分を 921 万 9000 円追加いたしております。

11 ページをお願いします。11 款 1 項 1 目 1 節地方交付税 1407 万 9000 円の追加は、今回補正の財源としまして、普通交付税の全額 896 万 8000 円を、特別交付税は交付見込額 511 万 1000 円を追加いたしております。

なお、本年度の普通交付税の総額は、17 億 9396 万 8000 円となっております。

12 ページをお願いします。15 款 1 項国庫負担金 1 目 3 節社会福祉費負担金は、歳出、障害福祉費で説明しました、障害者医療(更生医療)給付費追加分の 2 分の 1、80 万 1000 円が障害者医療負担金として、2 目 1 節保健事業費負担金は、給付費の 4 割、12 万円が未熟児養育医療給付費負担金として、また、3 目 1 節公共土木施設災害復旧費負担金は、災害復旧費追加分の 66.7%、112 万 7000 円がそれぞれ交付されることとなっております。

2 項国庫補助金 3 目 2 節循環型社会形成推進交付金事業費補助金は、浄化槽設置整備事業補助金追加額から町単上乗せ分を差引いた額の 3 分の 1、122 万円が、また、5 目 2 節中学校費補助金 779 万円は、スクールバス購入費の 2 分の 1 以内が、へき地児童生徒援助費等補助金として、それぞれ

交付されます。

14 ページ、3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金 10 万 3000 円の追加は、国民年金事務費の 2 分の 1 以内が交付されることとなっております。

16 款 1 項県負担金 1 目 4 節社会福祉費負担金 40 万円は、給付費追加分の 4 分の 1 が、また、2 目 1 節保健事業費負担金 6 万円は、扶助費追加分の 20%が、それぞれ交付されます。

16 ページ、2 項県補助金 3 目 2 節浄化槽設置整備事業費補助金は、補助基本額の 3 分の 1 が、また、4 目農林水産事業費県補助金 1 節、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金は、総事業費の 2 分の 1 以内が国費分として、20 分の 1 以内が県費分として、合計で 166 万 9000 円が、また、機構集積協力金は、給付額の 100%、18 万 5000 円が、それぞれ県補助金として交付されます。

19 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金 160 万円は、持家奨励補助金追加額の全額を基金から繰入れております。

5 目教育文化施設整備基金繰入金は、スクールバス購入費の財源として国庫補助金及び辺地債が手当てできましたので、1129 万円を減額しております。

6 目下水道事業基金繰入金 736 万 2000 円は、浄化槽設置整備事業費補助金の財源とするため、国・県補助金を差引いた 736 万 2000 円を基金から繰り入れております。

飛びまして 20 ページをお願いします。22 款 1 項町債 3 目 2 節辺地対策事業債は、一ツ石辺地の整備計画をご承認いただきましたので、スクールバス購入費として 350 万円を追加しております。

6 目 1 節災害復旧事業債は、公共土木施設災害復旧に係る全工事請負費から国庫補助金を差し引いた 100%を借入れることで、再計算いたしまして 60 万円を追加しております。

戻っていただいて 5 ページ、第 2 表債務負担行為補正でございます。株式会社日本政策金融公庫から公益社団法人長崎県林業公社が利用間伐推進資金として借り入れる 4500 万円の造林資金につきまして、株式会社日本政策金融公庫が損失を受け、借入れ保証をしている長崎県が公庫に対しまして、損失を補償して、損失を受けた時は、東彼杵町林業開発促進資金融資損失補償条例の規定に基づきまして、平成 30 年度から平成 41 年度までの 12 年間、県に対して借入額の 2 万分の 91、20 万 4750 円を限度とする債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

6 ページ、第 3 表地方債補正。スクールバス購入費は、一ツ石辺地のスクールバス購入事業に係る借入限度額を 350 万円として、新たに地方債の補正を行うものでございます。

現年補助災害復旧事業は、限度額を 60 万円増額いたしまして、限度額を 1270 万円から 1330 万円とし、限度額の総額を 4 億 4392 万 5000 円から 4 億 4802 万 5000 円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還方法等は記載とおりでございます。

戻っていただいて、1 ページから 4 ページまでの第 1 表及び 47 ページから 49 ページの給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

ここで、町長が会計検査員と面会のため中座されますので、暫時休憩とさせていただきます。

暫時休憩（午後 2 時 11 分）

再 開（午後 2 時 22 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、質疑を行います。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

委員会付託でございますので、町長に1点だけお尋ねします。

22ページをお願いします。10目の地域づくりで、今回、千綿中学校の跡地のことだと思いますが、ここを活用するということで、業者を選定して委託料ということで計上してありますけども、これは私も初めて聞きましたし、地元の方々にもこういった跡地の活用については、また、保護者、PTAなどにも全く相談はないのではないかと思うのですが、そういう段階でこういった決断をされたのはどういう考えからされたのかお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

跡地活用ということで考えておまして、特に千綿中学校というのは、地域の方には話をしております。あくまでも構想ですので、実施設計ではございません。というのは、長崎の食品のプロモーションビデオになりましたね、千綿中学校は。そういうことで、今までの学校のある中で、長崎県でも非常に素晴らしい学校です、千綿中学校は。是非、これをなんとか活用したいと考えておまして、これがどういう活用方法があるか模索をしようと考えております。だから、通常の、例えば地域交流センターなどにしてしまえばそれで終わりなんですけど、ちょっとそれにはもったいないです、改善センターあたりもありますので。地域の方のご理解も得なければなりませんけど、素晴らしい景観ということで、これを何か東彼杵町に足りないもの、例えばホテルとかありますけれども、そういうものに活用の方向性がどうかということ、専門家に頼んで可能性を探ろうかと思っております。あくまでも構想としております。3か月間の短期間でありますけど、次年度に繋いでいけるような構想を作っておきたいということで、今回の構想委託料の趣旨でございます。

ですから、通常の建設のコンサルではないわけです。今、建物があるわけですから。その建物を、空間のデザイナーなどを利用して、今までにないような活性化になって、千綿地区の雇用促進や地域の活性化とか名所になるようなことが何かできないかと。今までの跡地活用ではなくて、本当に素晴らしい景観です。どこにもないような景観です。誇りを持って良い景観ですので、そういう構想をつくろうかと考えております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今、町長はホテルのようなイメージとおっしゃいましたけども、以前、音琴小学校跡地活用の時に、東京からきたオープンAというチームが100数十万円使って、1年間委託をされた経緯があります。その時は私も、2回ほど説明会に行きました。そして、地元の方とはもっと回数を多く、オープンAと話し合いをされているんですけど、その時の構想が全く同じで、3階はホテルをして、2階はレストランをしてというようなお話を思い出したのです。私は、そういうことよりもまず地

元に説明をしないと、オープンAの時は、音琴の方は、それができると思いこんでいらしたのですよ。そしたら、結局1年後にころっと変わってしまって、きのくに学園になってしまったということです。地元からも、なんだったんだと、あの説明会は。と私も言われましたし、たぶん地元出身の議員さんも批判を受けておられるのではないかと思います。

こういった跡地活用については、県内でも前例があるんですけど、我々も視察に行きましたが、まずこういった専門に委託するよりも、最近では長崎県でも事例がありますけれど、例えば長崎大学の学生などと連携して、斬新的な意見を聞いて、それから聞いた中で一番良かったことを具現化する、実現化する段階になったら、こういうプロの方に委託をするという段階を踏まれた方が、いきなり、こういった失敗の前例があるわけですから、本町は。もう少しやり方を替えて、例えば地元の意見とか、無償でしてくれる大学生などの活用をされて、ある程度まとまった話の中でこういったプロのところに委託をされた方が、私はスムーズに事業が進むのではないかと思います、町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、議員ご指摘のとおり、音琴地区は本当に協力隊が、本来ならば協力隊が滞在してする予定だったんですが、そういう計画を持ってきて自分がしていたんですけど、あっという間にどこかに行ってしまった。挨拶もなく。本当です、本当に逃げられて。あとはオープンAを引き継いで、自分が1年間やって、代表をしてやっていきますからということでお願いをしていたんですが、裏切られました、全く。地域の方からも怒られました。だから、今、吉永議員がおっしゃるような考え方もあります。しかし、固定概念で学生などを入れても、今のトレンドというのはチャンスがあると思っております。プロと言いながら、家を造る人に頼もうとはさらさら思っておりません。やはり、今、例えば道の駅でもどこでもですけど、ホテルなどを造ろうと積水ハウスなどがどんどんいっていますね。そういう変わったデザインというものが、東京中心になっています。これはあくまでも決定ではないんですよ。だから、これは地域の資源をデザイナーですから、建築のコンサルではございません。だから、地域の資源をどんどん探して、地域の方も呼んで、どういう話があるのかということ話をさせていただいて、資源があがってきて、地域の方はどうしても方向性が単純です、我々と一緒です。ですから、これをやはり新たな視点で、新たな形で、実施設計ではありません。あくまでもこれは構想ですので、位置付けが、今からどういうことができるのかという可能性を探ろうかと思っております。だから、当然、地域の方も集っていただいて話をすることになるだろうと思えます。

地域の方や学生にするのも良いのですが、一般的な建物はそれでも良いかもしれません。しかし、この千綿中学校というのは、素晴らしいロケーションがあります。もったいないですので、しっかりと可能性をどうなのかを見極めながら進めていこうと思っております。本当に音琴小学校の失敗談もありますので、慎重にしなければなりません。あの場合は実施設計だったんですが、今回はあくまでも構想的なもので、たたき台的なもので可能性を探ろうということですので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

その具体的な業者がわかればお答えいただいて、その業者の実績がどのような実績があるのかをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

業者は、本来ならば言うべきではないのですが、敢えて言いますが、東京の青山にあるデザイン事務所です。建築事務所ではなく、いろんなデザインをしながら、経営ノウハウ、プラダやバーバリーなど世界の名だたる所の経営コンサルをされております。私も会社に行きましたが、アメリカとか東南アジアとかパリとかヨーロッパまで窓口があって、電話で会話をするような素晴らしい会社でございます。空間デザインをされています。たまたまお茶の関係でつながりがあって、その会長さんが高速道路を通られて千綿中学校を見て、夕方通られてここは素晴らしいと言われたそうです。だから、これは何か違った意味で発想ができないかなと、今回の。これのとおり作るわけではございません。あくまでも、次世代にどういうことが一番使えるのかという構想をいただくためのものであって、お金などが入ってきますので、彼らが持っているのはノウハウがあります。いろんな何百社というノウハウがあります。一社でもいいですから、例えばリゾートホテルならリゾートホテルできてくれて雇用とかがあれば一番良いのでしょうか。そう簡単にはいきませんので、そういう可能性を探っていこうというのが、今回の趣旨でございます。よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

私が質問したいことは、同僚議員が尋ねていただきましたので省略します。先ほど町長がおっしゃった会社は、廃校校舎の活用とかをされたことはあるのか。また、再生的なものを手掛けられて、どういうことをされたという実績等は聞いておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

具体的に、学校の跡地をしたとかは聞いていないですけども、古民家再生はしたことは聞いています。あるいはホテルなどの更新は、全てアドバイスをされながら、組織がしっかりしています。

どういうことをされているかは、会長さんは、8 億円かけて、自分のお金でデザイナーの養成をただで支援する NPO を作っておられます。その NPO にお願いをしようかと考えております。通常のコンサルではありません。ユニークな発想でやってもらえれば一番良いのかなと思っております。私が上手く説明できませんけど。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

1 点町長にお伺ひします。構想委託は今しなければいけないのか。まだ、千綿の子ども達は 3 月

までは学校に通って勉強をするんですよね。心情的に、今しないと間に合わないのか。4月以降でもどうなのかと疑問に思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、学校が閉校する前でするわけですけど、今、必ずしなければということではありません。私の任期が来年5月までですので、3月ぐらいまでで、なんとか。次年度に繋ぐような構想ができないかと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

構想の件ですが、千綿中学校をなんとかしたい。可能性を探る、あるいは構想的、我々ははっきり言ってピンときません。もう少し踏み込めば、確かに千綿中学校は景観が良いです。いつかここでも話があったように、例えば、今の小学校を中学校に上げる。そして小学校の方で何かしなげをやるといった方が、より現実的ではないのかと思います。それはやはり千綿駅とのコラボレーション。今、千綿駅でカレー屋さんが待合室の所で食べたり飲んだりするので、通常の乗り降りするお客さんが回りこんで列車に乗り込むというようなことの現実を捉えた場合は、中学校をしかけるよりも、小学校をしかけた方が、一緒にジョイントしながらやるのは効果的ではないのかと、私だったらそういう方向に進みますが、なぜ中学校、見晴らしが良かったから、誰かさんが言ったからと、簡単に食いついたらいけないですよ。魚で、餌で言ったら撒き餌をしてすぐ食いつくのはろくな魚は釣れません。ちゃんとじっくり構えて、良い餌をやってこそ鯛が釣れることであって、良い餌だからと言ってどんぼが釣れるかもしれません。訂正。本当に良いものをしようと思えばじっくり構えてやらないと駄目ですよという話なんです。私は現中学校をしかけるよりも、小学校を上を上げて、そしてそこでしかけるといった方が良いのではないかなと私は思います。是非ご検討ください。

○議長（後城一雄君）

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、総務厚生常任委員会に付託します。

- 日程第11 議案第77号 平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第78号 平成30年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第79号 平成30年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第80号 平成30年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 11、議案第 77 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 12、議案第 78 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 13、議案第 79 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 14、議案第 80 号平成 30 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）。以上 4 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 77 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 107 万 2000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4762 万 2000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、今回の補正は、歳出において、建設費に費用対効果分析委託料、ポンプ取替工事請負費など 107 万 2000 円を追加計上いたしております。

財源につきましては、繰入金の 107 万 2000 円を追加計上いたしております。

次に、議案第 78 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 77 万 1000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1177 万 1000 円とするものでございます。

提案の理由は、今回の補正は、歳出において、建設費に設計業務委託費の減、音琴地区中継ポンプ取替工事請負費の増で 77 万 1000 円を計上しております。

財源につきましては、繰入金 77 万 1000 円を追加計上しております。

次に、議案第 79 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 224 万 9000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3964 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、今回の補正予算は、歳出について、人事異動及び給与改定、標準月額報酬の変動により、業務費の人件費 54 万 8000 円、共済費 8 万 4000 円を追加いたしまして、施設費の人件費 18 万 4000 円を減額いたしております。

また、業務費に処理場圧力水給水ポンプ取替の修繕費 100 万円、新規公共柵設置工事の工事請負費 30 万円を追加して、施設費の臨時雇賃金 50 万 1000 円を追加計上いたしております。

財源につきましては、消費税還付金 20 万 6000 円、一般会計繰入金 204 万 3000 円を追加計上いたしております。

次に、議案第 80 号平成 30 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

補正額が 29 万 8000 円でございます。全体の予算が、歳入におきましては、2 億 7394 万 6000 円、支出が 2 億 3927 万 6000 円でございます。

提案の理由といたしましては、収益的収入及び支出において、支出を給与改定による営業費用の人件費 29 万 8000 円を追加いたしまして、支出予算の総額を 2 億 3927 万 6000 円とするものでございます。

詳細につきましては、水道課長からそれぞれ説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

町長に代わりまして説明を加えます。

議案第 77 号から説明させていただきます。6 ページから説明いたします。歳出です。

2 款 1 項 1 目 13 節委託料ですが、委託料が 72 万 2000 円の追加です。15 節工事請負費が 35 万円の追加でございます。これにつきましては、当初予定をしておりました委託料における実施設計です。これが、執行残が出ましたので経済効果算定を前倒しして発注をする必要が出てまいりました。併せて今年度の平成 30 年度の事業費に、更新工事の一部に着手する必要が出てまいりましたので、工事請負費につきましても 35 万円の追加を計上させていただいております。

5 ページをご覧ください。歳入ですけれども、財源としましては 107 万 2000 円、一般会計繰入金をお願いしております。

農業集落排水事業につきましては、あと 1 ページから 4 ページまでは内容の積み上げですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第 78 号です。漁業集落排水事業の補正予算になります。6 ページをご覧ください、歳出からご説明します。

2 款 1 項 1 目建設費ですが、13 節委託料につきましては 180 万 9000 円の減、15 節工事請負費の 258 万円の追加です。これも先ほど農業集落排水事業でご説明させていただきましたが、この農業集落排水事業と、漁業集落排水事業につきましては、西部地区におきまして合併施工をしております。西部地区農集と音琴地区漁集です。その関係で農集事業と関連しておりまして、農集と同様に実施設計の執行残が発生したことに伴う経済効果算定の計上と、あと工事請負費に一部着手するための補正予算計上とさせていただいております。

5 ページをご覧ください。これの財源につきましては、一般会計繰入金を 77 万 1000 円計上させていただいております。

1 ページから 4 ページまではこれらの積み上げですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第 79 号です。公共下水道事業の補正予算（第 2 号）ですが、7 ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費の 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費ですが、これらは人事院勧告に伴う給与改定、また人事異動に伴うもの、その給与改定分の補正予算となっております。給与につきまして 1 万 2000 円、職員手当等 53 万 6000 円、内訳については説明のとおりです。共済費につきましては 8 万 4000 円を追加計上させていただいております。これにつきましては、2 款 1 項 1 目の下水道建設費におきましても同様の改定に伴う追加計上させていただいておりますので、あとの説明は割愛させていただきます。

続きまして、1 款 2 項 1 目排水費ですが、11 節需用費は修繕費として追加させていただいております。具体的には公共下水道の浄化センターです。こちらの処理場圧力水給水ポンプの絶縁不良による修繕工事、併せて高压電力の気中開閉器の不良による修繕費等が現在のところ見込まれております。当初予算計上させていただいております修繕費では不足が生じますので、今後の修繕費の発生とも加味いたしまして、100 万円の追加をさせていただいております。15 節工事請負費は、新規の公共マス設置工事の追加ということです。これにつきましては、補助事業で設置しています公共マ

スにつきましては、当然補助事業の中で実施をいたします。ただ、既に面整備を終わっている地域で新たに宅地が造成されたりということで、新規の公共マス設置が発生した時には、15万円を上限として新規の設置をいたしております。この分の工事請負費につきまして、当初で10件計上していましたが、既にこの10件につきましては執行、または協議中ということになっております。まだ事業年度が残っていますので、今後の新築等の案件に対応できるようにということで30万円の追加をさせていただいています。

5ページをご覧ください。歳入についてですが、これらの財源としまして一般会計繰入金で204万3000円の追加計上と、6ページをご覧くださいと思いますが、6款3項3目雑入ですが、平成29年度の決算に係る消費税申告における消費税還付金です。20万6000円ありますので、これを雑入として計上させていただきまして、一般会計繰入金と併せて財源としております。

1ページから4ページまでは以上の積み上げですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして議案第80号になります。平成30年度水道事業会計補正予算（第1号）です。提案内容といたしましては、今回の補正につきましては、先ほどの公共下水道と同様に、人事院勧告により給与改定に合わせた営業費用の人件費の追加計上となります。

第2条の方に上げていますが、補正予算につきましては、支出科目の第1項営業費用の29万8000円の追加計上のみとなります。これによりまして、支出予算の総額が2億3927万6000円となります。

内容をご説明しますが、1ページと2ページをご覧ください。2ページに第1号補正の実施計画明細ということで記載しています。これは消費税込みで記載しております。

今回の補正予算の内訳につきましては、1款1項4目総係費に29万8000円補正を計上しております。その内訳は、給料6万3000円、手当10万6000円、法定福利費12万9000円という内訳になります。

1ページの方に収入支出の実施計画書の内訳を掲載しております。

続きまして、キャッシュフロー計算書になります。これは3ページから4ページです。このキャッシュフロー計算書は、平成30年度事業年度におけるお金の流れ、資金の収支を示します。この中で4ページ右下の資金期首残高が8850万7530円ですが、資金、期末の残高が1億3235万6444円となりまして、30年度の資金増加額を4384万8914円と見込んでおります。

続きまして5ページの損益計算書ですが、これは平成30年度における企業の経営成績を表す帳票になります。この全ての収益とこれに対応する全ての費用を記載しまして、純損益とその発生を表示した報告書になります。5ページの一番末尾になりますけど、当年度の純利益を3428万8000円と見込んでおります。これは、消費税抜きの表示になっております。

併せまして6ページから7ページにつきましては、平成30年度、当年度の貸借対照表の予定となっております。対比できますように8ページ、9ページに前年度の貸借対照表を掲載させていただいております。その結果でいきますと、6ページ、7ページの当年度の予定貸借対照表では、借り方の6ページ末尾の資産合計27億9467万837円、7ページの末尾になりますけど負債資本の合計27億9467万837円。ここは同額となっておりますので、この貸借対照表のバランスシートについては合っているということを見ていただければと思います。

あと10ページ、11ページは、先ほどご説明をいたしました29万8000円の給与費の明細を記載

していますので、説明は割愛させていただきます。

あと、議案に戻っていただきたいと思います。第3条に上げておりましたが、当初予算でも議決をいただいておりますが、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費がありますので、当初で上げさせていただいております2843万8000円に補正予定額の29万8000円を追加しまして、2873万6000円として職員給与費を計上させていただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（後城一雄君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第77号、議案第78号、議案第79号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

次に、お諮りします。

ただいま議題となっています議案第80号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号平成30年東彼杵町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第4号 東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第16 発議第5号 東彼杵町議会傍聴規則の一部を改正する規則

日程第17 発議第6号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書

○議長（後城一雄君）

次に、日程第15、発議第4号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則、日程第16、発議第5号東彼杵町議会傍聴規則の一部を改正する規則、日程第17、発議第6号「後期高齢者の窓口負担の

見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書。以上3件を一括議題とします。局長に発議を朗読させます。

(局長朗読)

○議長（後城一雄君）

これから、発議について提出者の説明を求めます。前田議会運営委員長。

○議会運営委員長（前田修一君）

発議第4号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則。提出の理由、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものである。

次に、発議第5号東彼杵町議会傍聴規則の一部を改正する規則。提出の理由、個人情報保護の観点から、現行の傍聴人受付簿ではなく傍聴人受付票に改めるものである。

発議第6号「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書。提出の理由、受診を必要とする高齢者が、経済的理由によって、必要な医療を受けられない事態が発生しないよう、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を求めるものである。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから、提出者に対する質疑を一括して行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています発議第4号、発議第5号、発議第6号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、発議第5号、発議第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

これから、発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 5 号東彼杵町議会傍聴規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

これから、発議第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 6 号「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

この意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣に送付することにします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（午後 3 時 8 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 堀 進一郎

署名議員 吉永 秀俊